

平成 23 年 第 6 回 平 群 町 議 会
定 例 会 会 議 録 (第 1 号)

招 集 年 月 日	平 成 23 年 12 月 6 日
招 集 の 場 所	平 群 町 議 会 議 場
開 会 (開 議)	12月6日午前9時4分宣告(第1日)
出 席 議 員	1番 井 戸 太 郎 2番 戎 井 政 弘 3番 奥 田 幸 男 4番 森 田 勝 5番 植 田 い ず み 6番 山 口 昌 亮 子 7番 高 幣 幸 生 8番 窪 和 子 9番 山 田 仁 樹 10番 下 中 一 郎 夫 11番 繁 田 智 子 12番 馬 本 隆 夫
欠 席 議 員	な し
地 方 自 治 法 第 121 条 の 規 定 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	町 長 岩 崎 万 勉 副 町 長 山 中 淳 史 教 育 長 森 井 惠 治 会 計 管 理 者 瓜 生 浩 章 総 合 政 策 課 長 今 村 雅 勇 総 務 財 政 課 長 西 本 勉 税 務 課 長 経 堂 裕 士 住 民 生 活 課 長 城 光 良 健 康 保 険 課 長 水 谷 隆 英 福 祉 課 長 塚 本 敏 孝 経 済 建 設 課 長 植 田 充 彦 監 理 課 長 上 田 武 司 教 育 委 員 会 総 務 課 長 岡 田 仁 上 下 水 道 課 長 森 岡 博 續
本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	議 会 事 務 局 長 西 脇 洋 貴 主 幹 森 田 アイ子 主 任 竹 村 恵
町 長 提 出 議 案 の 題 目	議 案 第 5 2 号 平 群 町 暴 力 団 排 除 条 例 の 制 定 に つ い て 議 案 第 5 3 号 特 別 職 で 非 常 勤 の も の の 報 酬 、 費 用 弁 償 に 関 する 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て 議 案 第 5 4 号 一 般 職 の 職 員 の 給 与 に 関 する 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て 議 案 第 5 5 号 平 群 町 国 民 健 康 保 険 税 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て

<p>町長提出議案 の 題 目</p>	<p>議案第 5 6 号 平成 2 3 年度平群町一般会計補正予算（第 4 号）について 議案第 5 7 号 平成 2 3 年度平群町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について 議案第 5 8 号 平成 2 3 年度平群町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について 議案第 5 9 号 町営住宅明渡請求等に関する訴えの提起について 同意第 5 号 平群町固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについて</p>
<p>請 願</p>	<p>請願第 5 号 安心して子どもを産み育てられる環境づくりを求める請願書 請願第 6 号 子どもの医療費助成制度の拡充を求める請願書</p>
<p>議 事 日 程</p>	<p>議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。</p>
<p>会議録署名議員 の 氏 名</p>	<p>議長は、会議録署名議員に次の 2 名を指名した。 11 番 繁 田 智 子 12 番 馬 本 隆 夫</p>

平成 23 年 第 6 回 (1 2 月)
平群町議会定例会議事日程 (第 1 号)

平成 23 年 1 2 月 6 日 (火)
午 前 9 時 開 議

- | | | |
|---------|-----------|--|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | | 諸般の報告 |
| 日程第 4 | 議案第 5 2 号 | 平群町暴力団排除条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第 5 3 号 | 特別職で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 6 | 議案第 5 4 号 | 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正す
る条例について |
| 日程第 7 | 議案第 5 5 号 | 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
について |
| 日程第 8 | 議案第 5 6 号 | 平成 23 年度平群町一般会計補正予算 (第 4 号)
について |
| 日程第 9 | 議案第 5 7 号 | 平成 23 年度平群町下水道事業特別会計補正予算
(第 1 号) について |
| 日程第 1 0 | 議案第 5 8 号 | 平成 23 年度平群町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号) について |
| 日程第 1 1 | 議案第 5 9 号 | 町営住宅明渡請求等に関する訴えの提起について |
| 日程第 1 2 | 同意第 5 号 | 平群町固定資産評価審査委員会委員の選任に同意
を求めることについて |
| 日程第 1 3 | 請願第 5 号 | 安心して子どもを産み育てられる環境づくりを求
める請願書 |
| 日程第 1 4 | 請願第 6 号 | 子どもの医療費助成制度の拡充を求める請願書 |

開 会 （午前 9時04分）

議 長

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、これより平成23年平群町議会第6回定例会を開会いたします。

町長、開会に当たり、招集のごあいさつをお願いします。町長。

町 長

皆さん、おはようございます。

ことしも、余すところ3週間余りとなりました。平群の山々も冬の装いへと姿を変え、人の動きも慌ただしい師走の季節となってまいりました。

本日、平成23年第6回平群町定例会の開催をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとお忙しいところ御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

さて、9月定例議会から3カ月が経過し、町内におきましても、さまざまな行事が開催されました。

9月19日には、敬老会を中央公民館で開催しました。

10月9日には、秋晴れの中、町民体育大会が開催され、親子競技など、さまざまな競技にたくさんの方の参加をいただき、スポーツの祭典にふさわしい楽しい1日となりました。

11月3日から6日にかけては文化祭が開催され、日々文化活動に研さんを積まれた方々の演技や作品が披露され、たくさんの観覧者でにぎわいました。

また、長年にわたり、町政発展のために献身的に努力され、広く町民の模範となられた方への自治功労者表彰もとり行わせていただきました。

ことしも、11月19日、26日の2回、「町行財政の現状と展望」と題して、住民説明会を開催させていただきました。

また、11月27日には南小学校において、12月3日には西小学校におきまして、それぞれの学校の今後について、地域住民の皆様と懇談会を開催させていただきました。この取り組みにつきましては、今後においても継続してまいりたいと考えておるところでございます。

さて、現在、平成24年度予算編成に全力で取り組んでいるところでありますが、編成に際しましては、この厳しい財政状況を全職員が共通の認識として共有し、今後、より安定的な財政基盤の確立に向けまして、費用対効果や公平公正な視点で、効率的、効果的な行政運営に取り組めるよう、全体として緊縮型の予算を目指しておるところでございます。

しかし、一方では、平群町の将来を見据えた事業、まちの活性化に不可欠な事業につきましては、積極的に推進していく所存であります。

本定例会では、平成23年度一般会計補正予算など議案8件、同意案件1件の御審議をお願いいたしております。いずれも慎重な御審議を賜り、可決同意いただきますようお願い申し上げます。開会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

議長

これより、本日の会議を開きます。

(ブー)

議長

会議の冒頭でございますけども、ただいまより、議会運営委員会開催のため、9時15分まで休憩します。

(ブー)

休 憩 (午前 9時05分)

再 開 (午前 9時15分)

議長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

議長

先ほど開いていただきました議会運営委員会の報告を求めます。窪委員長。
議会運営委員長(窪 和子)

先ほど開催をいたしました議会運営委員会の報告をさせていただきます。

理事者側から、内定後の同意第5号 固定資産評価審査委員の選任に同意を求めることについての議案件名を「平群町固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについて」と訂正をしたいとの申し出があり、議案件名の訂正を承認いたしました。御了承をお願いいたします。

以上です。

議長

本日の議事日程は、ただいまから配付をいたします。

議事日程表配付

議長

本日の議事日程は、ただいまお配りした議事日程表のとおりであります。

本日の議事日程の朗読を求めます。局長。

局長

議事日程報告 議事日程表のとおり

議長

ただいまの報告どおり、日程表に従い議事を進めてまいります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

今定例会の会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により11番、繁田君、12番、馬本君を指名いたします。本定例会会期中よろしく願います。

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は、過般の議会運営委員会で内定しておりますとおり、本日から12月16日までの11日間といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議長

異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月16日までの11日間と決定いたしました。

会期の内容の報告を求めます。局長。

局長

それでは、会期の内容について御報告申し上げます。

12月 6日(火) 本会議(初日) 午前9時より

なお、一般質問の通告締め切りにつきましては、本日午後5時までとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

12月 7日(水) 文教厚生委員会 午前10時より

12月 8日(木) 空いてございます。

12月 9日(金) 空いてございます。

12月10日(土) 休会でございます。

12月11日(日) 休会でございます。

12月12日(月) 空いてございます。

12月13日(火) 本会議(一般質問) 午前9時より

12月14日(水) 本会議(一般質問) 午前9時より

12月15日(木) 空いてございます。

12月16日(金) 本会議(最終日)
ございます。

午後2時からで

以上でございます。

議長

日程第3 諸般の報告を行います。

まず、11月20日開催の議会運営委員会の報告を求めます。窪君。

議会運営委員長(窪 和子)

議会運営委員会より御報告をさせていただきます。

先の定例会におきまして本委員会に付託を受けました今定例会の議会運営に関する事項等につきましては、閉会中の継続調査として、11月22日に議会運営委員会を開きました。その結果、平成23年第6回定例会の案件はお手元に配付をいたしております委員会調査報告書のとおりでございます。

また、意見書の取り扱いにつきましては、本定例会最終日に上程を予定いたしております。

以上のとおり御報告させていただきます。

議長

続きまして10月4日開催の公共交通対策特別委員会の報告を求めます。戎井君。

公共交通対策特別委員長(戎井政弘)

公共交通対策特別委員会から御報告します。

10月4日に委員会を開催いたしました。

案件は、平群町地域公共交通連携計画の進捗状況の報告についてでございます。

以上です。

議長

続きまして11月4日開催の総務建設委員会の報告を求めます。高幣君。

総務建設委員長(高幣幸生)

去る11月4日に、総務建設委員会を開会いたしました。

案件は、土地開発公社の経営健全化についてであります。内容については、簡単に申し上げますと、平成22年度から平成26年度までの経営健全化の計画期間として策定した現行の健全化を見直すと、こういう内容でございました。

以上、御報告いたします。

議長

続きまして11月28日開催の文教厚生委員会の報告を求めます。植田君。

文教厚生委員長(植田いずみ)

去る11月28日、文教厚生委員会を開催いたしました。

案件につきましては、資源ごみのステーション収集について、また、国民健康保険税率変更について、それと幼保一体化施設の推進について、以上3件について説明を受けました。

以上です。

議長

副町長。

副町長

それでは、私のほうからは、一般会計の予備費充用につきまして、4件御報告させていただきます。

まずは、9月22日付で、プリズムへぐりのエアコン室外機修繕工事費に27万円を充用させていただいております。

また、11月17日付で、平群中学校2階女子トイレの修繕に係る設計費といたしまして6万9,000円を、また、維持補修工事費に63万円を充用させていただいております。

最後に、11月21日付で、はなさと保育園事務室等の雨漏り修繕工事費に17万1,000円を充用させていただいております。

以上4件を予備費から充用させていただいておりますので、以上をもちまして報告とさせていただきます。

議長

以上で諸般の報告は終わります。

日程第4 議案第52号 平群町暴力団排除条例の制定について
を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。はい、総務財政課長。

総務財政課長

議案第52号 提案理由説明

議長

これより、本案に対する質疑に入ります。山口君。

6番

条例として制定されるのは大いに結構なんですけど、これはこれで中身については問題何もないんですけどね、例えば罰則規定とか、そういうのはこういう条例にはなじまないですか。それとも、あえて入れてないのか。例えば、じゃあ、違反した場合、どういう措置がとられるのかとかいう、普通読めばですね、素朴な疑問として出るんですけど、その辺はどのように認識されているんでしょ

うか。

議 長

はい、総務財政課長。

総務財政課長

罰則規定につきましては、町の条例の中には盛り込んでません。ただ、暴力団排除条例につきましては、ことしの7月1日施行で県条例ができてます。県条例の中では罰則条例もあるんですけども、町条例の中では罰則条例までは盛り込まないでおこうということで、近隣とも統一步調で合わせたいというふうなところなんです。

議 長

山口君。

6 番

まあまあ、条例ですから、暴対法もあるんであれなんですがね。よくあるのが、例えば交通事故なんかで、暴力団に知り合いがいるかのごとく、実際にいるのかどうかは別にしてですよ、そういうのでよくもめてるというのを私も国会議員の秘書をしてたときにそんな相談も受けてますんで、あるんですがね。例えば、そういうことを平群町の住民の方がね、そういうことをちらつかされておどされたというか、そういう話になったときには、これは警察に行くということですか。この条例では全然、例えば平群町のほうにですね、条例あるんだからちょっと町のほうで何とかしてよということ是可以するんですか。

議 長

総務財政課長。

総務財政課長

町のほうではというか、条例のほうでは、あくまで暴力団の威力の利用の禁止、第12条でありますけども、こういうことで、町民の一応責務というんですか、町民等は威力を利用してはならないという、こういう条例を設けることによって、そういうことがあったときに条例として対応できるようになっていうふうな程度です。

具体的には、例えば、公の施設における措置なんかにつきましても、施設の使用の許可をしないことができるっていうふうなことで、いわゆる禁止条項にまではなっていないというふうな状況です。

議 長

山口君。

6 番

まあ、いいんですけどね、言いたいのはね、これ、もし制定すればですね、

住民の皆さんにやっぱりきっちり紹介して、要するにあれでしょう、住民一人一人が暴力団を怖がらないとか、そういうおどしにあったときには毅然とした態度で臨むとか、そういうことが大事だというふうに思うんですね。せっかくこういう条例を制定するのであればですね、ただ議会で通って条例できましたよと、一応広告はするんでしょうけども、広報にも1回ぐらいは載るかもわかんない、また議会だよりでも、こういう条例できましたよと言いますけどね、やっぱりきちんとその辺の啓蒙というかね、こういう条例をなぜつくったかということをやっぱり住民の皆さんに広く知ってもらうことが大事だというふうに思うんです。それがやっぱりこの条例の基本理念の趣旨につながってくるんだろうというふうに思うんでね、その辺はちょっと行政のほうでも町のほうでもしっかりと広報していただきたい、すべきだというふうに思いますが、その点はどうですか。

議 長

はい、総務財政課長。

総務財政課長

いま議員おっしゃったことは当然のことで、本条例の第10条におきましても、広報及び啓発というふうに条文の中にも盛り込んでます。せっかく暴力団排除の機運が社会の中で高まっている中で、この条例を一つの武器として、さらに暴力団の排除に努めてまいりたいと、そういうような目的で、住民の皆様にも可能な限り啓発を進めていきたいというふうに思います。

議 長

高幣君。

7 番

こういう条例は非常にいいことだと思います。

ただ、ちょっとお聞きしたいんですけども、先ほどの提案理由の中で、広域7カ町村もというふうな話が出ておりましたけれども、この条例の内容については、7カ町村、もちろんこの生駒郡4町もそうなんですけど、内容的にはほぼ一緒なんじゃないかというのが1点。

それから、暴力団という、これは個人的な暴力団なのか、企業というものを考えての暴力団なのか。いわゆる企業内にいる暴力団員等があれば、この問題に抵触するのだと思うんですけども、その辺の見解をお願いをしたいと思います。

議 長

総務財政課長。

総務財政課長

まず1点目の周辺7カ町の内容についての御質問です。すべて全く同一って
いうことではありませんけども、ほぼ同じ内容です。具体的に言いますと、平
群町と王寺町においてのみ、第6条の不当要求行為に対する措置っていうのを
入れてます。あとは、そのほかの町はなかったというふうに思います。それ以
外は大体同じような、文言は若干違う部分はあるんですけども、中身は一緒で
ございます。

それから、暴力団の、何て言うんですかね、定義っていうか、それについて
は、第2条で示しております暴対法、いわゆる暴力団員による不当な行為の防
止等に関する法律、いわゆる暴対法と言われてますけども、暴対法第2条第2
号に規定する暴力団、それから、暴力団員については、この法律の第2条第6
号に規定する暴力団員、それから、暴力団員等というのは、そういう暴力団員
でなくなった日から5年を経過しない者っていうことの定義で対応していくと
いうふうにしています。

議 長

はい、高幣君。

7 番

6条が違うというお話でございますが、その中の条文で、「町は、暴力団員、
及び暴力団員等から職員に対して不当要求行為」と。職員という範囲はどの範
囲を職員と呼ばれてるのか。臨時職も職員でございますし、そのあたりについ
てはいかがですか。

議 長

総務財政課長。

総務財政課長

もちろん、臨時職員も含めて、町職員全体を指しております。

議 長

はい、高幣君。

7 番

町職員ということだと、第3セクター的なところについても同じような考
え方でしょうか。

議 長

総務財政課長。

総務財政課長

ここの第6条でいう部分については含んでおりませんが、その以外で、
当然その事業者ということでの責務っていうことで、その辺で対応できるって
いうふうに思ってます。

議 長

はい、繁田君。

1 1 番

すみません、第2条の第3号になるのかな、先ほどちょっと説明があったと思うんですが、暴力団員等という、この部分ですね。これは暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者。この5年を経過しないという5年というのは、その根拠というのは何なのかというのを一つ教えていただきたいのと、それから、これはだれがそのような判断を下すのかというの、ちょっとこの条文だけではあいまいだと思うんです。まじめに更生しようとしている人まで暴力団員等というふうにみなして、人権を侵害するような事態が起きてはならないと思うんですけれども、この辺の運営は非常に難しいと思うんですが、定義としてはどのようにとらえておられるのでしょうか。

議 長

はい、総務財政課長。

総務財政課長

定義については、非常にあいまいな部分も、これ、あるというふうに思ってます。7町で事務者連絡会議を開いたときも、ここに当然、西和警察、県警本部も来て話をしたんですけども、定義としては、ここに出してる条例上の定義としては暴対法の第2条第2号に規定する暴力団というふうな定義で、じゃあ、これ、どうやって確認したりとか、何で5年なのっていうふうなことについてもあったんですけども、4年やったらあかんのかとか、3年やったらどうなのかというようなことだったんですけども、ちょっとあいまいな、そういう意味じゃ、必ずしも5年という根拠っていうのは見出せませんでしたけども、一般的に5年というふうにされてるというふうな、他の市町村の事例なんかも含めてというふうなことであります。

それから、だれが暴力団員であるかっていうのを判断をとということですけども、これにつましても、非常にちょっとあいまいな話になるのかなというふうに思うんですけども、指定暴力団につましましては、当然、公安委員会のほうで把握しておられます。そこに上がってるメンバー、暴力団員、暴力団、それからそこに構成されてるメンバーです。そういう意味じゃ、すべてが網羅して正確に網羅されているかどうかというのは非常に疑問なんですけども、県警のほうに、こういう案件があって、こういう方が暴力団でないかというふうなことを問い合わせさせていただいて、それに県警本部の、いわゆる本部システムの中にそういう名簿に掲載されてる方がおられたら確定できるというふうな程度のものであるというふうなことをお聞きしています。

警察としては、警察庁の通達なんかで、そういう自治体からの要請には応じ
るべき立場にあるというふうなことにあるということで、県警のほうとは確認
をしてるというふうなところです。

議 長

繁田君。

1 1 番

こういうことが非常にあいまいであるということ自体にね、私自身はすごく
危険かなというふうな感じがするんです。名簿に登載されているというふうな
説明があったんですけども、例えば、平群町の中央公民館を借りに来た方が
その関係者であるかどうかというのは一々チェックをしなければわからない
わけですよ。それは、ほんならチェックしていくんかどうか。本人が、例え
ば、もう自分は足を洗ったと、きちっとまじめにこれから生活するんやと、や
ってるんやというふうに言われてても、それ、名簿に載ってた場合はどうい
う取り扱いをするんかという、かなり難しい問題が出てくると思うんですよ。だ
から、そのあたりはあいまいなまま置いておけない問題やと思うんですが、そ
こはきちっと今後の運用の部分で詰めていかないといけないと思うんですけれ
ども、その点はどうでしょうか。

議 長

総務財政課長。

総務財政課長

現実問題として、必ずしも100%完全なものはないっていうふうに申し上げ
ただけで、例えば、公の施設を使用するのに、何々組というのがもちろん出
てきたら、それは当然わかりますし、ただ、個人名で上がってきたときには、
それはもうわからないっていうふうなこともあります。そこらをどうチェック
していくかっていうことは今後の課題であろうかなというふうには思いますけ
ども、いま現在の状況の中では、そこまではできない。

ただ、どう見てもおかしいなというふうなところについては、一たん許可を
与えた後でも、暴力団員であるというふうなことが認定できれば許可の取り消
しができるというふうな条文にしておりますので、そういう対応をしていくと
いうふうなことになります。

議 長

高幣君。

7 番

もうちょっとだけ聞かせてください。暴力団員等という概念が非常にあいま
いだと思うんですよね。そこで、それはそれでいいんですが、王寺と平群だけ

が第6条があるというふうな感じで受けとめたんですが、そういうふうでよろしいですか。

議 長

総務財政課長。

総務財政課長

はい、近隣ではそうです。全国的には入れてるところは何ほかあって、それらもあって、入れたんですけども。

議 長

高幣君。

7 番

そうしますと、王寺さんと平群、どんな理由からこれが入られたのか、お尋ねします。

議 長

はい、総務財政課長。

総務財政課長

議員も御承知のとおり、不当要求行為に対しては、町のほうでは既に不当要求行為対策要綱なるものを持っておりますけども、あくまで要綱ですんで、それより上位法にある条例で明確にしておいたほうがいいんじゃないかというふうなことが要因です。

議 長

はい、馬本君。

12番

いま繁田君ちょっと質問された中の第2条の第3号、この5年というのは上位法で決まってるのか、それだけ確認しとくわ。

議 長

はい、総務財政課長。

総務財政課長

ちょっと詳しくは調べてないんですけども、ざっと見てる中ではたしか出てなかったというふうに思います。

議 長

馬本君。

12番

これ、ほんなら上位法で5年という明文化してないねんね。となればね、例えば、暴力団が犯罪を犯して刑務所へ収監されて、そこで、例えば、出ると同時にまたその中で暴力団をやめるとなった場合、平群の住民の方がおいでにな

った場合、公共施設をちょっと利用したいねと、5年しやんなあなたは貸さないよと。これ、その人の住民の人権というもんが非常に、町民の人権、そこら辺も私はあると思うねん。というのは、この間いろいろ、金曜日にかな、朝まで何かいう番組でやってた経緯もちょっと聞いててんけど。

ということは、あなたは暴力団をやめて5年経過してないから、平群の住民ではということは認めないよということを意思表示した文書のように見えるねけど、もう暴力団もやめて更生された方が、例えば1年以内にこうこうしてその施設を使いたいねと住民が言われたときのその人の人権、そこら辺もどうかなど。僕が一番心配するのは、上位法に5年ということが明文化されておられれば、それは上位法が基本的に尊重されるべきやし、町独自の政策として、条例として制定した上位法に逆に抵触するような文言が条例化されたら果たして正しいんかなということも非常に懸念をするわけやけど、その点、総務財政課長、本当に上位法で5年と、いま、県警の方もおいでになったということやから、そこら辺のきちとした定義やからね、これ、大事なことは。せやから、その人は、暴力団をやめて5年せねば、公共施設を利用することもでき得ない。例えば、公営住宅に入りたいという申し込みもできないというふうにも位置づけされるんで、そこら辺の分はどない思うてるの。

議 長

はい、総務財政課長。

総務財政課長

暴対法の中では、暴力団員等という、そういうその定義づけの規定っていうのはありません。5年という話につきましては、先ほど御説明申し上げましたように、なぜ5年かっていうのはちょっと、いわゆる上位法を含めて、法的根拠っていうのはないというふうに聞いております。

そういったことも含めてかもわからないですけども、町の条例では、先ほども申し上げましたように、禁止規定まではできてないです。例えば、公の施設を利用する場合、議論されてたんは、当然、火葬場を利用したりするときに公の施設やから利用できませんということできないというふうに、それはもちろん人権の問題もありますし、いろんな問題がありますから、そういうことも含めて、使用の許可をしないことができるというふうに許可の制限をしているというふうなことにとどまっているというふうな内容で対応していくというふうにしております。

議 長

馬本君。

1 2 番

制限するというのは、言葉として非常に問題視せねばならないと思います。というのは、私、昨年12月1日から保護司をさせていただいております。その立場でいろいろな方と接することがございます。更生をしようとする人に対してですよ、また、再就職とか、いろんな就職のあっせんもいろいろございます。やっぱり、人権問題もございます。その間において、「等」という言葉、文言ないよ、5年という規定もないよとなればね、7カ町の話は別として、平群町の条例やからな。その制限は、あなたは4年で更生されましたから、あなたは公営住宅をしてもええよって、火葬場は使うてもええよって、この施設は使うたらだめですよって、だれが決めるの。例えば、5年以内にお亡くなりになったら、あなた、公共施設、火葬場を使うたらだめ。そんなことあっていいのかな。これは平群町のやり方かな。

先ほど繁田君の答弁の中で、公共施設を使わさないって、禁止規定はありませんよって言いながら、条例では禁止してんねやんか。ここら辺のちくはぐはどうなってるの。運用上の問題とおっしゃいますけども、住民の公共施設の使用並びに利用については、町みずからが御判断されるんですか。私は公平でなくてはいけないと思います。そこら辺、改めて西本課長にお聞きしますけど、行政がその方について、4年でいいよ、この方は5年なかったらだめよという物差しをあなた方たちは判断するんですか。

ここにね、「暴力団等」と書いてますねん。この「等」は何を意味する。繁田君についても、ちょっと明確な答弁なされてないと思うけど。要するにね、もう暴力団をやめたという人は、更生される方は、僕は、その時点でもう更生、一般住民になられた場合は一住民じゃないかなと。刑は刑で一応受けられて更生されて、社会参加されることが大いにいま逆に、言うときまっせ、刑を受けられた方が逆に復帰するために企業として受け皿をつくってくださいというふうにいま社会は動いてるんですよ。それに逆行したようなこの文言のつくり方は、私はちょっとおかしいと思うけど。そこら辺はどうですか。あなたは刑務所入って、それだけの罪を受けられてちゃんと更生されました、よって更生された方々を社会はですよ、社会はそういう方をひとつ雇うていただきたいという組織ができてるんですよ。それに、これは公共施設は使わさないというふうな判断はあなた方がするということが自身が非常にわからないというふうに思いますねけど、どうですか。

議長

はい、総務財政課長。

総務財政課長

少しあいまいな部分は当然あるというふう感じてます。先ほども申し上げ

ましたように、例えば、公の施設の利用許可につきましても、白か黒かということにすればええわけですけども、条例上は使用の許可をしないことができるということですから、逆を返せば、することもできるってということにもなりかねません。

ただ、こういう条例をつくって、当然、暴力団の排除っていうのは社会的な機運でありますんで、この条例を根拠に許可を取り消したりとか、許可を拒絶したりとかというふうなことをしていけるといいうふうに考えてます。それを町が判断できるんかっていうふうなことについては、それは、ある意味、ケース・バイ・ケースな部分も、トラブルのもとになることがあるかもわからないですけども、少なくとも根拠として暴力団の使用を防ぐ、そういう手段になるうかなっていうふうに考えてます。

議 長

馬本君。

1 2 番

例えばね、暴力団をやめたという人が、例えば、住むところないねと、何かの都合で、公営住宅ちょっと申し込みしたいねとなった場合ね、その場合は、要するに、認めたらうやないかと、5年なってないけど認めたらうやないかと。それは非常にあいまいやな。これはね、条例の上に暴対法があんねやんか。上位法あんねやんか。やっぱり、上位法を超えるものないような規定はちょっと考えもん違う。上位法に5年って書いてあったら、これはしゃあないですよ、準則として。自分ら、人権で差別つくってんのかいな、ほんなら。暴力団で昔あった人でも、更生されて立派に社会参加されて、立派になっておられる方もテレビでよう映ってるやんか。違うの。これね、課長ね、定義やから、することがこの人は貸すことができる、できないは、それは大事な問題。定義が一番大事やで、定義が。この定義にそれを書いてんねんや。

1点目、もう1点聞こう。その「等」っていうのは何を意味してる。もう1回言うて。暴力団等という意味。その「等」を教えて。などというのは。

議 長

はい、総務財政課長。

総務財政課長

暴力団員等というのは暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいうってことですんで、等というのは、つまり、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない、そういう方ということです。

議 長

馬本君。

1 2 番

ということは、きっちり規定してんねやんか。これね、条例、きょうは即決案件になってるから、通るか、通らへん知らんで。通ったとしなさい。今度ね、絶対に5年やったら5年で、この人は暴力団あって、この人はやめて3年たったと、この人が亡くなったと。公共施設の火葬場、あなたたちは拒否する、しない、あなた方が決めるという定義はあらへんで。法律やで、これ。定義やで、一番大事な定義。この条例をつくる定義。

町長ね、非常に7カ町でいろいろ議論されたと思うけども、その人はね、その親族がね、こうこうして、あなた、もう暴力団やめて3年なってますと、5年以内にこう書いてますと、あなたは平群町の野菊の里を使用することは条例上禁止しますと言われた場合、あなたたちはそのようにおっしゃんのかいな。

だから、要するにね、更生という文字はどやねん。どう書いてるの。どういう意味あんの。そっちのほうが大事やで。私はそう思うで。要は、目的は暴力団員を減らそうというのが目的やん。そんなんわかってる話や。けど、この5年というのは絶対に、これ、私は納得できへんで。上位法にもないやつを明文化して条例するというのは非常に危険ですよ。いうふうに感じない。しつこいようやけど、課長。

議 長

はい、総務財政課長。

総務財政課長

何で5年ということについては、一応議論もしたんですけども、最初に言いましたように、奈良県暴力団排除条例っていうのがことしの7月に施行されます。県の暴力団排除条例、根拠といえは、ここで暴力団員等の定義をしてて、5年を経過しない者というふうにされてます。これが根拠といえは根拠というふうになってるということぐらいです。

議 長

馬本君。

1 2 番

そしたらね、これ、平群町の条例やから、これだけちょっと聞かせてて。例えば、暴力団をやめた人が3年以内に亡くなったり、例えば、更生されて、公営住宅へ申し込みあったり、町のことやからね、これ、町の条例やから。それは一定、弾力じゃないけども、平群町の条例上はこの条例を執行しないということでもいいのかいな。それだけちょっと聞かせて。いや、絶対あきませんよと、これ、県の条例は県の条例でよろしいやんか。平群町でそういうことが発生した場合ですよ、することができる、しないことができるって、あんたさっき、

しないこともできるとおっしゃったんやから。

せやから、例えば、もう暴力団をやめた人が一般国民、住民になりはって、普通の生活をされておられる方が公営住宅を申し込みされた場合とか、それとか亡くなった場合、5年以内ですよ、そういう場合、例えば、中央公民館を貸してほしいねとか、いろんなあった場合ですよ、そういう場合はすることができる、しないことができるっておっしゃったんやから。ここで、本会議場や、これ。それはちゃんと一住民として対応していただけるもんやということですよ、よろしいですか。

議 長

はい、総務財政課長。

総務財政課長

白か黒かっていう話にはできないんですけども、先ほども言いましたように、町の公の施設を例えば利用しようとする場合、当然その申請者の案件が適合しておれば許可をしなければならぬというふうに思うんですけども、この条例によって許可をしないことができるということで、そこで、その条例を根拠に暴力団らしき方については排除することができるという、裁量権の話になってこようかなというふうに思いますけども、その程度かなというふうに思っています。

議 長

馬本君。

12番

しつこいようやけど。西本課長も答弁非常に苦しいと思うねん。議員さんもいろいろ皆、お考えを持ってはると思うねん。僕はね、一番大事に思うてるのはね、条例を出しはったのが提案者さん、行政側やから。やっぱり、苦しい答弁をされるような条例はどうかと思うねん、私ね。そら、これはあかんと言うてないよ。この条例自身出すことはいいですよ。けれども、この定義ね。要するに、こういうことや、極端に言うたら。こういう定義には黄色ないということだけ覚えてて。青か赤やねん、信号で言うたら。そういうことやろう。それがもう答弁は黄色の答弁してはんねん。わからん。書いてあることは赤か青のこと書いてあるねん。答弁は黄色の答弁やというふうに私は理解してんね。せやから、これでね、私はそうとてんねで、西本課長、私のとり方はな。これはしたらあかんって言うてないよ。私は、この条例化すべきやけども、定義がちょっとあやふや違うかなと、こう思ってるわけ。

いま、課長、県がしてはるさかい、よそがしてはるさかいって、7カ町で考えたさかいって、そら、よろしいけどね。けれども、私ね、平群の住民の公共

福祉のやっぱり行政がそれ推進する立場やからね、罪を犯された方が復帰されて更生された一住民やんか。あんたは、そら、一生に一遍のこと、先ほど、もう1回繰り返すけども、火葬ね、5年以内に亡くなって、そら、火葬やったらしゃあないさかい、認めませって。いや、あんた、公共施設使う、中央公民館、例えばプリズム使うのあかんでって、5年たっていないよって定義に書いてませって。これね、非常に、おれ、この条例、どこも7カ町でそんな話出えへんかった、課長会で。その担当者会議っていうのかな。僕はね、運用上はね、そら、後の話や。けれども、柱。一番肝心なのは定義やからな、その柱。それに運用上の話がついてくるんやからな。けれども、定義でもう5年は絶対あかんでと、こう書いてあんねんもん。おれ、大分きょうしつこう言うてるような感じやけどな、これ、ほんまに人権問題になるで、下手打ったら。

自分ら、この間、先々週かな、この問題について、朝まで何かいうテレビ、金曜日の日かな、土曜日にかけて、朝まで討論か、このことやってたわ。わてもある程度ちょっと見てた。まさかこんな5年ってついてないで、どこにも。そんな話出てないで。もうこのままね、西本課長、このままこれ、採決をとらはる気、きょう即決やから。どうでんの。ちょっと考える。いや、考える、そら、もう採決をとるんやったらとってくださいよ。私は、はっきり言うけど、この5年という定義については絶対反対するで。これはあかんで。私は個人的に思うで。住民の税金取っててな、復帰され、やめはった人がね、住民税取って、全部取っててな、税は取っててな、何で公共施設利用できへんて、それほどおかしい問題出てくんで。ということも一つ提案しとくわ。そこら辺。

議 長

はい、副町長。

副町長

休憩をお願いします。

議 長

理事者側より休憩の申し出がございますので、10時20分まで休憩をいたします。

(ブー)

休 憩 (午前10時04分)

再 開 (午前10時36分)

議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

議 長

休憩時間が長くなりまして申しわけございません。はい、総務財政課長。

総務財政課長

すみません、貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。

先ほど御質問いただきました点で、私の回答の不足もありまして、改めて回答させていただきます。

一つは、町の公の施設の利用における制限の話です。あくまで、これははっきり申し上げなければならなかったんでしょけれども、住民のいわゆる権利を奪うというふうなものではもちろんありません。ただ、公の施設を使用することによって、暴力団の活動を助長したり、暴力団の運営に資すると、暴力団のいわゆる資金源になったりとかいうふうなことが認められるというふうな判断した場については使用の許可をしないことができるというふうな解釈で改めて確認させていただきたいというふうに思います。

それから、5年ということにつきましても、いわゆるこれの上位法であります暴対法にはないんですけども、施設の関係なんかにつきましては、廃棄物処理対策法等々、関係処法令には5年というふうなことも明文化されています。そういったことも勘案して、また、県の条例、それから県警本部の指導等々も含めて5年にさせていただいたということで、どうか御理解願いたいと思います。

議 長

はい、馬本君。

12番

その5年については一定の規定は、業、廃棄物処理法に基づく規定が上位法にあって、暴力団員をやめても5年以内にはその業をしてはならないという規定を引用したものであるということは、いま認識もしました。よって、住民の権利を奪うものではないということも総務財政課長から御答弁していただきましたんで、私はそれで結構です。ひとつよろしくお願いを申し上げます。

議 長

ほかにございせんか。

「なし」の声あり

議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

「なし」の声あり

議 長

本案に対する討論を終結いたします。

これより、議案第52号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決しました。

日程第5 議案第53号 特別職で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。はい、教育委員会総務課長。

教育委員会総務課長

議案第53号 提案理由説明

議 長

これより、本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

「なし」の声あり

議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより、議案第53号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決しました。

日程第6 議案第54号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。はい、総務財政課長。

総務財政課長

議案第54号 提案理由説明

議長

これより、本案に対する質疑に入ります。

森田君。

4番

このたびのこの条例改定は人事院勧告だと思うんですけども、国家公務員のほうで、政府からそれ以上の削減というんですかね、そういうことを議論にいまなっておりますんですけども、国家公務員でそのような削減というのがなつたときに、町の考え方はどのように考えておられるのか、お尋ねしたいと思います。

議長

はい、総務財政課長。

総務財政課長

御承知のとおり、国家公務員に対しては、平成26年度までの時限措置として、減額措置の法案が出てます。そういうこともあって、国のほうでは、人勸を実施しないというふうな国の方針が示されたということも御承知いただいていると思います。

ただ、平群町の場合は、もう既に先取りした形で、職員の賃金カットをずっとこの間やってきましたんで、それと同時に、平群町の基本スタンスとしましては、人事院勧告を最大限尊重していくというふうな姿勢でございましたんで、

国家公務員の法案のいかんにかかわらず、人勧実施という形で今回の提案のとおりで実施していくというふうな方針を持っております。

議長

森田君。

4 番

それと、国家公務員のが給与改定になっても、平群町は従前からカットしているので人勧どおりの運用をこれからしていきたいというふうに理解しておるわけなんですけども、やはり、新卒者を採用する場合でもですね、処遇の問題というのはきっちり出てくると思うんですよね。優秀な人材を集めるためには、処遇がきっちりしないと優秀な人材が集まらないと思いますので、その辺を加味してですね、給与の運用をしていただきたいと思います。よろしく願います。

議長

はい、山口君。

6 番

今度の人勧でね、金額はここに書いてある数字を見ればそんなに大きくはないですけども、基本的には減額ですので、これの影響額についてはちょっと説明いただきたいんですが、まず、職員1人平均の年収ベースでどれくらい賃金がるのか。それから、町全体でのこの人勧をやることによって減額総額は幾らか。それともう1点は、職員組合とはどういう話になってるのか。その3点。

議長

はい、総務財政課長。

総務財政課長

試算数字でございますけども、職員平均としましては、年間約1万5,000円程度になるのかなというふうに思います。

それから、職員組合との話でいきますと、経過で申し上げますと、11月に三度組合との交渉をして、一応、組合とは妥結しているというふうな状況です。

議長

総額。はい、総務財政課長。

総務財政課長

すみません、町全体の影響額につきましては、23年度、今年度1月から3月までの間で言いますと、約58万円程度の減額ということの試算をしております。

議長

ほかございませんか。

「なし」の声あり

議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより、討論に入ります。

「なし」の声あり

議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより、議案第54号について採決を行います。
本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議
ございませんか。

「異議なし」の声あり

議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決
しました。

日程第7 議案第55号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。はい、健康保険
課長。

健康保険課長

議案第55号 提案理由説明

議 長

これより、本案に対する質疑に入ります。山口君。

6 番

この条例改正については、先月の文教厚生委員会でも説明があったところ
ですが、その説明ともあわせてですね、ちょっと二、三質問したいんですが、ま
ず、限度額がこの間、国のほうでは何回か引き上げがあったのを平群町はそれ
をしないで今回一気に、総額で言うと10万円の増税に、一番多く上がるとこ

るはね、なるということなんです。もちろん、その点についてね、まず、この前の説明ではきちんと出てなかった今度の限度額の引き上げで増税になる世帯数、これは23年度課税ベースで、それぞれの医療分、支援金分、介護分についてはですね、変更後、最高限度額になる世帯数は報告ありましたけれども、実際、じゃあ、総額で今度の、いままで全部で67万だったのが77万になるわけですから、要するに、67万円より上がる人が何世帯あるのか。まず、その点は、この前聞いててその辺は答えていただけていませんので、当然調べられてははずですから、そこをまず教えていただけますか。

議長

はい、健康保険課長。

健康保険課長

ただいま、限度額についての御質問であったかというふうに思います。具体的に23年度の世帯数で、この条例案を適用したときにどのくらいになるのかということでございます。前回の文教厚生委員会でも御説明をさせていただいたことございますが、まず現状でございますが、医療分で118世帯がございます。条例改正後ですね、医療分として83世帯、35世帯がこの影響になるかなというふうに思うんですが、ただ、こういうふうな形の中で非常に難しいのはですね、あくまでも所得が一定であるという条件、それから、いろんな条件がございますので、実際に影響額を積算をいたしますということになりますと、すべて条件を変えまして、23年度課税ですね、この課税と同じように全世帯の計算をし直すという作業がございますので、ちょっと申しわけございません、そこまでの積算までは積み上げてはおりません。

それからですね、支援金分でございますが、現在、103世帯でございます。これはですね、支援金分は今度の条例改正後は70世帯ということになるかなというふうに考えています。

それから、支援金分につきましては、29世帯で、これは条例改正後は19世帯ということになるのではないかなというふうに考えておるところでございます。

「最後、介護分」の声あり

健康保険課長

申しわけございません、介護分でございます。すみません、申しわけございません。

議長

山口君。

6 番

いや、何も全部調べんでも、今年度課税で要するに限度額の人だけをもう一度計算し直したらええだけじゃないですか。何も新しい、今年度の所得でどうのこうのって言うてるわけじゃなくって、22年の所得に対して23年度の課税がされてるわけで、それに基づいて今年度、国保税を徴収してるわけでしょう。その今年度、既に、途中で変わるのとは仕方がないとしてもですよ、どっかの時点の月末の時点でのところでもう終わってるわけやから、その限度額になった人が、これ、全部足したって240人ほどだから、実際は、世帯数でいえば、そんだけないわけですからね。だから、それが何世帯になるかって言うてるねん。

要するに、払うほうは一つなんです。別に、これが医療分で、これが支援金分で、これが介護分だからええわということじゃなくって、要するに、いま限度額を払ってる、67万円を払ってる人で上がる人。前も言いましたけど、下がる人も出てくるわけですよ。率が変わってますから、いままで67万円だったけども、ぎりぎりの人は下がるんですよ。だから、それはいいんですが、上がる人が何ぼか出てくる。それがどれぐらいかって聞いているわけ、前から。その答えが何で出ないのか不思議で仕方がない。そうでしょう、試算してシミュレーションまでここまで出してやってるんだから、当然出るでしょう、そんな。何で出してないんですか、それ。それを教えてください。

議長

はい、健康保険課長。

健康保険課長

いま、その金額がどういうことかということですが、ちょっと、いまそこまでを試算してないというのは確かでございますので、ちょっといまずぐにはお答えができません。それで、そういう再度御要望でございますので、どこまでできるか、1回やってみたいというふうに思います。

議長

山口君。

6 番

ちょっと怠慢やで、言うとかけど、何回こんな質問やってると思うてんの。シミュレーション出すことによって、住民の皆さんから負担してもらおうときに上がるとか下がるとか計算するわけじゃないですか。今度の条例改正案は基本的に値下げだ。これはわかってるんです。全体に値下げなんです。いいんです、それは。大いに結構なことですし、本当にありがたいことだと思いますよ。

ただ、限度額の人にとっては一気に上がるわけですよ。10万円上がる人が出るわけです、間違いなく。1億円、2億円もうけてる人が10万上がったって、そらどうってことないかもわかんないですけども、国保税の場合は、900万ぐらいでもう既に限度額にこれまでなってるわけですよ、900万円台で。まあまあ、細かいいろんなあれがありますからはっきりしませんけども、なってるわけですよ。だから、いや、課長首ひねってるけど、日々計算してるわけでしょう。毎月変わってくるんだったら、計算してるわけでしょう、原課では。何でいま言ったような質問が答え出ないんですか。ほとんどの人は下がるんだけど、上がる人は一部に出るわけでしょう、限度額を引き上げることによって。その引き上げ方に問題があるんですよ、もともと。一気に上げたから、今度。これまで上げてなかったから一気に上がったんだけど、それにしても、上がる人にとっては、その人にとってはですよ、個々ですから。ほとんどの人は下がる。下がる人はいいんです。上がる人にとっては、一気に10万円上がる人も出てくるってということやから、それが何世帯かっていうのは何で出ないんですか。何も10万円じゃないですよ。要するに、いまの67万より上がる人は23年度の課税ベースで幾ら、何人ですか、何世帯ですかって聞いているのに、そんなん出ないはずないでしょう。全部調べ直さなあかなくて、そんなこと絶対ないですよ。

議長

健康保険課長。

健康保険課長

世帯数につきましては、いまちょっと説明をさせていただきました。それです、これは文教厚生委員会のときもお話しをさせていただきましたが、現在のですね、これは限度額を含めました影響額のことです、医療分、支援金分で2,700万円の減、それから介護分で約600万円の減、それを含めて1,700万円の減ということで説明をさせていただいてるとおりでございます。

再度いまおっしゃっていただきましたので、そのものにつきましては計算をもう一度やってみたいと思います。

議長

山口君。

6番

質問と全然違う答弁なんですよ。そんなこと聞いてません。

あのね、さっきあなたが答えた、医療分が118世帯から83世帯になるのは、いま67万円の人で、そのうち次77万円の限度額に、医療分は77万円

と違う、四十何万円か。医療分の限度分上がった、4万円上がった限度分になる世帯がいままで118から83世帯になるって、こういう答えなんです。これはこの前聞いてるんです。そんなこと聞いてないんです。払うほうは一緒なんです、別に医療分であろうが、支援金分であろうが、介護分であろうが。いままで、だから、2種類出てきますよ、もちろん、介護分は40歳から64歳までですから、入るのがね。その人らの最高限度額は77万円です。わかります。77万円でしょう。だから、いままで67万円やったのが77万出る人もいるわけです。68万になる人もいるわけです。それが何世帯かっていうのが一つ。わかります。

もう一つは、介護分を払ってない人。これは、だから、医療分と支援金分だけやから、限度額が67万じゃなくって、8万低いんかな、59万。たしかそのはずですよ。それが今度6万円上がるわけですから、65万円になるわけでしょう。まあまあ、65万円なんでしょう。その限度額いっぱい行くかどうかはして、いま59万円やのに、上がる人が出てくるわけじゃないですか。ほとんどの人は下がるんだけど、上がる人が出てくる。それは何世帯かって聞いてるんです。それは出るでしょう。出ない。いや、担当してる主幹に聞いたら、すぐ出ますよ。課長わかってないだけですよ。

議長

健康保険課長。

健康保険課長

いまのお尋ねですけどね、それが積算できるかどうかってことですよね、いまおっしゃってるのはね。要するに、それぞれの医療分、介護分、支援金分の限度額を超えてる世帯の中で、それぞれどのぐらいの世帯を超えるかというのをいま説明をさせてもらいましたよね、条例案で。なおかつ、おっしゃってるのは、そのすべてに共通してということでございますか。

議長

山口君。

6番

さっきの数字は上がるんじゃないでしょう。限度額いっぱいの医療分で118世帯やったのが今度限度分いっぱいになるのが83世帯って、こういう答弁でしょう。間があるでしょう。別に限度額まで行かなくたって。そら、間で上がる人もいないじゃないですか。ぎりぎりの人は下がる人もいないじゃないですか。率変わるんだから、下がる。要するに、限度額ちょうどのところの所得やったら下がりますよ。わかります。でも、限度額を所得で多く超えてるんであれば、当然、例えば、極端な話、1億円もうてたって一緒なわけですから、限

度額があって。そんな人らは当然目いっぱい上がりますよ。でも、その間もあるでしょうって言うてるんですよ。だから、それも含めて上がる人は何世帯ですかって聞いている。出ないはずないでしょう。いまの限度額の人計算を変えたらええだけじゃない。下がる人を引けば、あとは一緒か上がるかだけしかないじゃないですか。いや、首ひねってるけど、何でそんなもん出ないんですか。

「休憩」の声あり

議長

たびたびの休憩で申しわけございませんけども、当局より申し出がございまずので、11時20分まで休憩をいたします。

(ブー)

休 憩 (午前11時10分)

再 開 (午前11時21分)

議長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

議長

はい、健康保険課長。

健康保険課長

貴重なお時間をとっていただきまして申しわけございませんでした。ありがとうございました。

先ほどの山口議員さんお尋ねの件でございます。おっしゃっていただいていることは理解をできるんですが、申しわけございません、パソコンのシステム上ですね、いますぐにということができませんので、そのことでちょっと御了解のほう、よろしく願いをいたしたいと思っております。

議長

山口君。

6 番

いろいろコンピューター化して、早い反面、ややこしいことで、なかなか個々には出ないということなんで、先ほどの数字の間の方は大体引き上げになる方のほうが多いというのが原課の担当のほうの話でしたので、まあ、それはそれで、お金もそれ以上に出そうと思えばいろいろ費用もかかるということなので、

これはこれで結構ですけれども。

次にですね、先日、今度の国保税の料率改定に伴ってですね、今後の国保財政がどのようになるのかというシミュレーションが出されました。それで言いますとですね、今年度23年度の当初予算では、まあ、これは毎度のことなんですけど、歳入不足として1,014万7,000円、6月議会で、今年度国保税の引き下げということで、資産割の廃止がありました。それに、それでの減額が歳入のほうで、町の試算では4,400万円ということですね。この時点ですから、当初予算の1,000万の穴があいてのと4,400万で5,400万の予算上の歳入不足になっていると、それが今度のシミュレーションでは1,090万の黒字になるという。これ、もちろん、その下に基金保有額とかも書いてますが、単年度収支だけを言えばですね、そういうことになるんですね。これはもちろん現時点での見込みです。常に、国保会計の場合は、医療費ということで、先がきちっと見通せるような状況でないというのはもちろんわかってますし、この時点で出てるこのシミュレーションが間違いなく正しいということではもちろんないんでしょうけれども、この予測の根拠についてはですね、もう少し私はやっぱり説明をこの議会で正式にさせていただきたいというふうに思いますので、先日出された財政シミュレーションについてですね、大まかな形で結構ですから、説明いただけますでしょうか。

議長

健康保険課長。

健康保険課長

それでは、ただいまの御質問でございます。

文教厚生委員会のお配りした資料のシミュレーションでございますね。これ、よろしいですか。資料のほう、皆さん。

議長

はい。

健康保険課長

それではですね、特に23年度について、いま、いろいろお述べになりました。これですね、このシミュレーションにつきましては、そのときに少しお配りをいたしましたけど、これを作成いたしますのに一番どういう形で見込みを立てていくかということで非常に考えましたのは、歳入の国民健康保険税の推移でございます。これにつきましては、どれだけの伸びを見るかということでですね、非常にいろいろと考えさせていただきました。最終的には提示をさせていただきますのはマイナスの2.6%の伸びでこのシミュレーションをつくらせていただいております。

それと、もう一つですね、大きく歳出の中で、先ほど山口議員さんお述べの保険給付費でございます。これの伸びをどういうふうに見るかということで、これもいろいろと考え方がございました。いろんな数字がございました。その中でですね、このシミュレーションでは、伸び率は3.0%ということで伸びを見させていただいております。この3.0%といたしますのは、平群町の過去の特に20年の改正後の伸び率を平均した形でございます。特に、私らが悩みましたのは、22年度医療費がですね、これは非常にいいことなんでしょうが、ほんの微減でございました。このあたりをどういうふうな形で見るかということで非常に考えたところでございました。それで、一応3%ということで、25年度までの分をシミュレーションさせていただきました。

特に、23年度に限って申し上げますとですね、この保険給付費はですね、昨年、大体半分、現時点で終わっておるところでございますが、22年度からの伸び率で申し上げますと、約5%程度の伸びに現時点ではなっております。それをもちまして、このシミュレーションでは、それを伸びるだろうということで計算をさせていただいております。そういった中で、このシミュレーションを立てさせていただいております。

で、25年度までということでございます。なぜ25年度までかということでございますが、現在ですね、一応、後期高齢者の医療制度が24年度末で終わるということは正式な発表されておりますが、現時点でですね、まだその関連の法案が国のほうで提出されておられません。それを勘案しましてですね、おそらく来年度、来年初の国会のほうに出されるのではないかと。仮にそうなりますと、25年度末でこの後期高齢者の医療制度が終了するのではないかと。これも、申しわけございません、そういったあくまでも推測の上で出しております。特に、後期高齢者医療制度が今後どうなっていくかというのは、いま、国のほうで非常にいろんな論議を呼んでおります。この社会の中でこういった負担の割合がいいのかということで、これは国のほうでも議論していただいておりますので、こちらのほうでどうこう言うことではございませんが、そういったこともあわせて、一応25年度までということでありまして。当然、そういうことが決まりましたら、制度自体が大きく変わるのではないかと、こういうふうにご考えておるところでございます。

以上でございます。

議長

山口君。

6番

シミュレーションはあくまでシミュレーションですからあれなんです、私

は、当初予算と比べて大きく変わったのは、前期高齢者交付金が、これは歳入のほうですけれども、7,500万以上、今度の23年度の当初予算に比べれば増えている。一方で、療養給付費はですね、もともと17億7,000万組んでたのが、これでは16億5,300万ということですから、保険給付費ですね、ということですから、これで1億以上。この辺が大きく変わるんだろうなど。

ただ、今後のことがまだはっきりしませんから、いずれにしても一概には言えませんが、ただね、国のほうでは、都道府県単位の広域とか、都道府県が国保を見るとか、そういう動きもありますが、まだどうなるかはわかりませんが、そういう動きはあるにしろ、今度引き下げは基本的にされますけれども、まだまだ高いという状況はね、先日、平群町の職員の皆さんの給与に対してですね、それぞれ健康保険、共済健保になると思いますけれども、払っておられる金額も教えていただきましたけれども、ほとんどがやっぱり皆さんが給料から天引きされている健康保険料の国保はほぼ倍なんですね、1.8倍から1.9倍。数字も全部持ってますから、いずれかまたそんな話にもなるかもわかりませんが、それぐらいまだまだ高い。今度引き下げにはなりますけれども、まだ高いということはよく御承知おきいただいでですね、今後、国保会計の動向も見ながら、引き続きですね、引き下げるようであれば、住民の皆さんの負担を少しでも軽減するということで引き下げさせていただきたい。今度の引き下げはこれこれでありがたいことなんで歓迎はしてるわけですけれども、そのことは一言申し述べておきたいというふうに思います。

以上です。

議長

はい、森田君。

4番

私のほうから、運協でも文教厚生委員会でもお願いしましたんですけども、基金の状況についてですね、どのような状況になってるのかということをお尋ねしておりましたんですけども、22年度においてですね、加入者、世帯数、どちらでも結構ですから、平群町の基金の1人当たり、世帯当たりですね、高いところは金額は1人当たり幾らなのか、世帯当たり幾らなのか、そういうデータはおつくりになってると思うので、その辺のことをお答えいただけませんかでしょうか。

議長

はい、健康保険課長。

健康保険課長

申しわけございません。いまの御質問はですね、基金の1人当たりの金額をということでございますか。

議長

森田君。

4 番

ちょっと言葉足らずで。1人当たり、世帯当たり、そのポジションがですね、ほかの市町村で比べてどのポジションにあるかどうかですね。これ、運協でも文教厚生委員会でも申しあげましたように、平群町の基金の状況がですね、その目的はですね、何いうたかな、そういう支出の保険給付費の増額になったために基金を積み立ててるといふふう聞いておりますんですけども、果たしてその基金が平群町のポジションが妥当性があるのかということがポイントになってこようかと思っておりますので。

議長

健康保険課長。

健康保険課長

基金についてのお尋ねでございました。申しわけございません。いま、1人当たり幾らになるかということで計算をしたものは持っておりませんので、申しわけございません。

ただですね、現在、基金の県下の状況で申し上げますと、22年度はまだ確定ではなくて速報値ということでございます。21年度ではですね、一応39市町村ある中で、29市町村が基金を持っておるといふことでございます。これが22年度になりますと、30市町村ということになってございます。また、22年度でですね、これは速報値でございますが、1億円以上ある市町村が11市町村あるということでございます。だから、22年度の速報値では、基金保有市町村が30市町村、1億円以上が11市町村ということでございます。

議長

はい、森田君。

4 番

そんなことは自治体の規模とかそういうことで、当然、加入者の人数、世帯数によって変わるわけですね。そうじゃなくって、1人当たりとか世帯当たりが問題なわけですから、以前からも資料提供を求めているわけですから、きっちり出させていふふう私思うんですけど、その辺はどうなってるんでしょうか。

議長

健康保険課長。

健康保険課長

それは当然、御要望におこたえしたいというふうに思います。

議 長

森田君。

4 番

ちょっと失礼じゃないですか。先ほどの山口さんのすぐ出ない資料というのが先ほど話があったんですけども、こんなもの、すぐ出るでしょう。基金が奈良市は幾らあって、加入者が何人で世帯数が何人で、それを割ればですね、当然、1人当たり何ぼか出るわけじゃないですか。だから、いま、悪いんですけど、平群町が22年度が6,000万であれば、6,000人であれば、1万円じゃないですか。1億5,000万では、2万5,000円じゃないですか。そんな単純な計算がすぐ出ないというのは、私は理解できないんですけども。

議 長

健康保険課長。

健康保険課長

奈良県下の状況はすぐにお出しできると思います。ただ、おっしゃってるように、1人当たりで幾らかということでございますので、ちょっとそこまで資料のほう、申しわけございません、少しお時間をいただいてつくらせていただきたいというふうに思います。

議 長

ほかございませんか。

「なし」の声あり

議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りをします。

本案は、会議規則第39条の規定により文教厚生委員会へ付託したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議 長

異議なしと認めます。よって、本案は文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第 8 議案第 5 6 号 平成 2 3 年度平群町一般会計補正予算（第 4 号）
について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務財政課長。
総務財政課長

議案第 5 6 号 提案理由説明
議 長

それでは、これより、本案に対する質疑に入りますが、午後 1 時 3 0 分まで
休憩といたします。

（ブー）

休 憩 （午前 1 1 時 5 5 分）

再 開 （午後 1 時 3 0 分）

議 長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

（ブー）

議 長

これより、議案第 5 6 号に対する質疑に入ります。はい、植田君。

5 番

すみません、幾つかお聞きをします。

一つは、11 ページのところの成年後見の制度の事業の今回補正が上がって
るんですけども、この間、成年後見制度ができてから、平群町で何件、成年後
見のほうに手続が行われているのか、その点ちょっとお聞きをしたいのと、そ
れから、同じページで、町外保育の委託料が増額になっていますけれども、当
初、何人を見込んでいて、今回の補正で何人になるのか。それと、ここ数年の
町外保育の実施人数ですね、どういう状況になっているのか、そこら辺を少しお
聞きをしておきたいと思います。

議 長

はい、福祉課長。

福祉課長

成年後見と町外保育について質問いただきました。順番にお答えをさせてい
ただきます。

この間ということでございますけども、成年後見制度ができてからといいま
すと、町が直接関与しているものといないものがございます。昨年の 6 月議会

に、町としては、町長が成年後見について申し立てができるという要綱を制定をさせていただきました。それに基づきまして、いま手元にある資料で言いますと、去年は、2名の方について、後見、あるいは保佐ということで申請をさせていただきました。今回補正をさせていただきましたのが1名の方についてのかかる経費でございます。11ページの障害者福祉費の中では、これにかかわって、直接的には12万8,000円の経費、内訳としましては、消耗品1万円と通信運搬費5,000円、手数料11万3,000円ということで、申し立て、登記等に関する印紙代、あるいは切手、公正証書の作成、医師の鑑定料を含めて、12万8,000円を計上させていただいております。今回、1名の方を申請するという事で予算措置をさせていただいた次第です。

それと、町外保育でございますね。町外保育については、当初15人の予算措置をさせていただいております。これは年当初わかっておりますので、それをさせていただきました。いま現在、補正をさせていただいて、24名分の町外保育ということで、増ということでですね、9人分をさせていただいた次第。いま現在、各市町村で町外保育をやっていただいておりますのが三郷で8名、王寺町で6名、生駒市で1名、河合町で3名、大東市で4名、広陵町で2名、計24名でございます。

以上です。

議 長

植田君。

5 番

すみません、もう一つ。ここ数年の町外保育の実施状況ですね、人数的なところね、どういうふうな変化があるのか。そこら辺もちょっとわかれば、お願いできますか。

議 長

福祉課長。

福祉課長

ちょっと手元のほうに、ここ数年ということでございますが、いま、前年より前の資料を持ち合わせておりません。また改めて提出させていただきます。

議 長

窪君。

8 番

いまの関連なんですけど、11ページの成年後見人制度の利用で12万8,000円計上されてるんですけど、これからの時代、ひとり暮らしの方、また周りにお身内がいらっしゃらない、認知症等々で、大変この制度、重要になってく

と思うんですけれども、住民の皆さんにはどのような形でこういう制度があることを周知されておられますでしょうか。お尋ねいたします。

議 長

福祉課長。

福祉課長

まず、要綱を制定させていただきましたのを広報等でさせていただいておりますが、特に、成年後見を必要される方というのが自分で生活ができない、自分で意思決定ができないということが前提でございます。特に、町の要綱でもございますように、老人福祉法、あるいは知的障害者福祉法、精神障害福祉に関する法律等で規定をされている、要するに、そういうことで認定をされておられる方が前提でございますので、通常、一定のサービスを提供を受けておられます。その中で、当然ヘルパーさんの派遣等も含めてございますので、その中で当然説明もさせていただきますし、また、その必要に応じて相談も担当の方から上がってまいりますので、その上で対処していくということでさせていただいている次第です。

議 長

窪君。

8 番

いますぐじゃなくても、やっぱりそういう心配のある方もね、お一人の方はいらっしゃると思うんですよ。だから、御自分がそういうことがわからない状況で御自分で申請ということはできないということはごもっともな当たり前のことなんですけれども、やはり、ちょっとこういう制度もあるということはしっかりと平群町でも、いままでは取り組まれてなかったわけですからね、去年の6月、制定されるまではね。ですよ。ですから、やはり、ちょっとこういう制度があるということは広報に時々載せるなりしていただきたいんですが、どうでしょうか。

議 長

はい、福祉課長。

福祉課長

御指摘のとおりでございます。基本的には、定期的にでも周知をするということで広報等を活用しながらやっていきたいというように思います。

それとあわせて、民生児童委員の皆さんについても、制度について知っていただいております。今回、補正予算ということで出させていただいた方の御両親も、保佐、あるいは成年後見ということについておられます。これについても、地元の民生委員さんからの御依頼が特にございまして、そういう意味

では、幅広く、地域の中でかかわっていただく皆さんについて啓発をしている次第でございますので、議員御指摘のことについても留意しながら進めてまいりたいというふうに思います。

ちょっといま、先ほど申し上げたんですが、植田議員から質問をいただきました関係で、22年度の状況でございますが、前年度は大和郡山市1名、三郷町11名、生駒市2名、王寺町10名、大阪市が1名、計25名という状況でございます。

議長

町外保育やな。森田君。

4番

先ほどの植田議員の関連ですけども、9名に増えるというのは何か原因があるかと思うんですけども、保護者の勤務先等で、そういうことではないかと思うんですけど、その原因はつかまれておられるんでしょうか。

議長

福祉課長。

福祉課長

年間を通じますと、その都度都度、変動ございます。当然、議員御指摘のとおり、保護者の方の就労に伴うということでございますので、今回、当初、年度がわりの段階で申し立てがございました分について措置をしておりましたけれども、その後、保護者が就労された、その結果、保育に欠けるということで町外での保育を希望されたということ踏まえて増えた次第でございます。

議長

森田君。

4番

いま、課長からしますと、きっちり原因を押さえられてるというふうに理解してよろしいんでしょうね。

それとですね、4ページ目の債務負担行為補正ということで、手動圧縮機、賃借料が3年というふうになってるんですよ、これ、リースが。一般的にいうと、リースで3年というのは一般的にリースになじまないように思うんですよ。これはリースじゃないと、この補助金がないのか。一般的に3年であれば、キャッシュで払うのが一般的だというふうに思うんですけども、それとあわせて、これは金利何%で設定されてるのか、お尋ねします。

議長

はい、住民生活課長。

住民生活課長

債務負担行為を上げさせていただいております手動圧縮機でございます。一応3年の債務負担ということで、これにつきましては、補助対象としては1年間のリースが補助対象という形になっておりまして、リースという契約のもとで1年分の補助を充当していくということでリース契約をさせていただくという形になります。3年間ということございまして、ちょっと年間の金利については、いま手元に資料がございませんので、至急確認して、また報告させていただきます。

以上です。

議長

森田君。

4番

1年間しか食えないので、1年間の費用を高く設定するために3年にリースしたというふうにしか理解できないんですけども、一般的にいうと、3年ではリースになじまないことだけ申し上げておきます。

10ページ目の委託料、一般管理費の委託料で、土地開発公社の時価評価を算定するための鑑定料でございますが、鑑定料を5%としますと、6,100万ぐらいだと思えますよね、金額的にですね。金額換算できるかわかりませんが。もう少し具体的に、わかる範囲、委員会でも出てるかもわかりませんが、物件名がわかればお尋ねしたいということと、それと、その下の工事請負金額、解体工事ですね、駅周絡みで180万の撤去費が出ると。歳入で300万計上されております。これは移転しなくてもいい工事なのでしょうか。その辺だけお教えいただけませんかでしょうか。

議長

総務財政課長。

総務財政課長

1点目の委託料の307万1,000円の件です。これにつきましては、総務建設委員会なんかでも御指摘をもらって、時価評価をまずはしていくということで、土地鑑定士のほうに見積もりを出して出てきた数字でございます。

物件ですけども、いま現在、簿価にして19億の用地があります。細かく言うとあれなのであれなんですけども、主には公社の経理で言いますと、公園墓地事業用地、それから駅前の事業用地を中心に、あと道路事業用地等々を加えて、約19億程度の簿価の物件名です。それについての、それぞれ1筆ずつということもあるんですけども、例えば、公園墓地事業用地なんかでしたら、10筆程度ありますんで、それを一括で鑑定をさせていただいたらどうなるかというふうな形で鑑定の見積もりをとった数字でございます。

それから、すみません、180万の工事請負費の件ですけども、これにつきましては、吉新の水防倉庫、それを解体するというふうなことで、若干、碑があったりしますんで、それについては町有地のところに移転するというふうなことの工事の内容です。

議長

森田君。

4番

ありがとうございます。そうすると、10億の土地が6,000万ぐらいしか売れないというふうに理解していいわけでしょうね。鑑定料はそういうことだというふうに私は理解して、それが違うのであればお答えいただきたいということと、解体費についてはそういうことで理解いたします。

それとですね、斎場運営費のところ、燃料費が増えた。当然、燃料が増えるということがそれだけの何か行為をされるということだと思っておりますけども、その具体的なことがわかればお教えいただきたい。場合によっては、歳入が増えるということにもなるんじゃないかと思えます。

議長

住民生活課長。

住民生活課長

斎場費の燃料費の件でございます。具体的に燃料費が今回上げさせていただいた30万4,000円でございますが、当初予算で見込んでいた燃料費より今回実施では30%ほどリッター当たりの灯油の単価が上がったということで、その実績による補正を上げさせていただいたということです。

以上です。

議長

総務財政課長。

総務財政課長

すみません、先ほどの鑑定委託料の話ですけども、鑑定士のほうに物件を示して、鑑定をした場合どのぐらいかかるかっていうことを委託料として出してもらった見積もった額で、必ずしも5%とかいうふうなことで逆算して、それぐらいの時価になるというふうな見方はしておりません。

議長

はい、森田君。

4番

鑑定のことはもう結構でございますので。

先ほど、燃料費、30%オイル代が上がったということなんですけども、町

内でオイルを使ってるのは斎場だけでしょうか。ほかでも使っておると思うんですけども、その辺の影響度はどのように考えていいんでしょうか。

議長

住民生活課長。

住民生活課長

一応、斎場の運営という観点からしますと、灯油につきましては、年間で1万4,000リットルほど毎年執行させていただいておるわけでございまして、特に灯油の利用が一番多いのは斎場の運営に係る灯油じゃないかというふうに思っております。

以上です。

議長

森田君。

4番

油を使ってるのは、清掃センターは使ってないんですかね。私は清掃センターも油を使ってるように思うんですけど、私の認識が間違っていなければ。使ってないんですかね。わかりました、わかりました。結構です。私、誤解。結構です。ごめんなさい。

議長

総務財政課長。

総務財政課長

燃料、灯油、重油等々を含めて、今回足らなかったのは斎場ということで上げてますけども、もちろん、清掃センターとか学校関係等々、町の公共施設等々で使う、そういう燃料費はございます。

議長

森田君。

4番

いまのお話でしたら、清掃センターもお使いになってるんですかね。そうすると、清掃センターも当然どっかのいつ時点か補正上がってくるんでしょうね。その辺はどうなんですか、住民生活課長さん。

議長

住民生活課長。

住民生活課長

清掃センターの特に油類の多いのは重油でございます。灯油はさほど使っている量としてはないと考えます。ごみの焼却では重油が一番主なところで、その分については、今回は上げさせていただいておりません。

以上です。

議 長

山口君。

6 番

ちょっとさっきからの質問とも重複しますけども、一つは、公社用地の鑑定ですけどね、いま課長は鑑定士さんにこれぐらいやろうっていうふうな話ですけどね、別に鑑定してもらった額が高いとか安い、安いのがいいとか、高いのがいいとかいうふうに思いませんが、正確に鑑定してもらわなあかんわけでしょう。だれがしても一緒じゃないわけでしょう。これ、いま、森田議員からもありましたように、大体、本来の路線価で普通に見た場合の数%、3%か5%を鑑定料として払うのは一般的だというふうに、以前この場でもそういう答弁があったように私は思うんです。

それで行くならば、18億7,000万か9,000万でしたよね、たしか公社の簿価、残ってるのが。その鑑定料がたったの307万1,000円。これじゃあ、いいかげんなことを鑑定してもらってというわけじゃないでしょう。何でこの金額になるのかっていうのはもうちょっとやっぱりきちっと説明しないと、18億もの土地をやね、今後、これ、公社解散させて、それを売っていくわけでしょう。使う場合ももちろんあるんかもわからないですけど。差額全部、町が持っていくわけでしょう。最終的には、この前の説明では、議会の議決を経て債権放棄するとまで書いてるわけじゃないですか、今後はね。そんな大事なものを鑑定するのに、いや、これぐらいで行けるやろうっていうような話でね、予算計上するんですか。非常にいいかげんに思えて仕方がないんですが、どうなんですか。

議 長

総務財政課長。

総務財政課長

議員いまおっしゃられたように、この間の総務建設委員会のほうでも時価単価を、何と言うんですかね、素人が想定した形でじゃなしに、鑑定士にしっかり出して、できるだけ正確な時価評価をしてってということで住民の方にお知らせさせていただくという、そういうスタンスです。

したがって、土地鑑定士のほうに土地の物件を示して、例えば、さっきも言いましたけども、一筆一筆っていうことになればあれなんですけども、例えば公園墓地全体として、一体として鑑定士による、いわゆる鑑定額が幾らになるかということを出していただくということで、正式に土地鑑定士に依頼して上がってきた数字がこの数字だったというふうなことで、決していいかげんな、

単純に簿価額からとか路線化から逆算してとかというふうな、そういうことでの対応は考えてはおりません。

議長

山口君。

6 番

じゃあ、正式に依頼というか、鑑定士にこれだけの物件あると、ほんで、それについてはどれぐらいかかりますかという話で307万っていう金額が出てきたということやったら、それ、じゃあ、もうそこに決まりですか。何かいままでは相見積もりとったりしてたんじゃないんですか。じゃあ、その聞いた鑑定士さん、何人かに聞いて大体こういう金額になったのか。そこはどうなんですか。

議長

はい、総務財政課長。

総務財政課長

たしか、これ、1社の見積もりでしかありません。ただ、実行段階では、もちろん、また複数でするかどうかが検討してみたいとは思ってますけども。

議長

山口君。

6 番

それだったら、別に何もちゃんとした鑑定、この金額で行けるかどうか、何人かの鑑定士に聞いて、大体これぐらいでだったら受けられるだろうという金額ということにならないじゃないですか。さっきから固めてって言いますけれども、あの簿価で見たら、相当物件ありますよ。何ぼ固めても、三つや四つじゃないですよ。そんな場合、こんな金額で、安けりゃええとか、高けりゃええとかいう問題ではないけども、安かったら安いなりの鑑定になるのかなというふうに思わざるを得んような、余りいい見方じゃないかもわかんないですけども、そう思いたくなるようなことが起きかねないという危惧を私はするわけです。だから言うんですけども、その辺は、今後まだこれはあくまで予算の段階ですから、実際どうなるかわかりませんが、その辺はやっぱりきっちりしていただきたいということは再度。

ほんで、1社じゃなくて、やっぱり何社かちゃんと見てもらってくださいね。どの鑑定士がしても一緒やなんていうことは絶対あり得ないんですから。実際、売るときとはまた実際の鑑定とも変わってくるから、それがどうやっていうことになるかもわかんないですけども、一つはそのことを言っておきます。

それから、これは全部を鑑定するから、要するに、いま簿価で18億、19

億近くある公社用地の実際の値段が、売れるかどうかは別にして、いまの評価としての額がきちっと出るということといいですね。そのきちっとした額が、これは補正で今年度執行だと思imasるので、今年度中にその金額が明らかになるという理解でいいですか。

議 長

総務財政課長。

総務財政課長

当然、それを目指して出していく予定をしております。

議 長

山口君。

6 番

次に、町外保育でさっきも議論あったんですけどね、さっきの課長の説明では、昨年も25人いてたと。ことしは当初予算で15人が24人になって補正を組んだということなんですが、去年の決算では1,668万円なんですよね。今年度、これ、補正も入れれば、1,980万円になるんですが、当然、親の所得によって保育料は変わってきますから、人数掛ける幾らということにはなりませんかね。ということは、これ、人数、去年とことし変わらんのに金額だけ大きくなるというのは、要するに、預けてる親の所得が高いということであってんのかなというふうに思うんです。それだったら、何でことしの当初予算が1,450万なのかなと。おととしも1,600万台ですから、この当初の予算の組み方っていうのは一体何を根拠に組んだのか。

それと、もう一つ気になるのはね、町外保育、別に悪いことではないですけども、町内に預けたくないから町外へ預けてるといふ例はあるのかどうか。要するに、仕事先であれば預けられますから、通勤途中とか預けられますから、本当なら町内で、町内の保育所、公立二つあるわけですから、そこで保育してもらうのが私は本当は一番安くつくと思うんです。なぜかといえば、それぞれの自治体によって保育料の、要するに決め方が違うからね、もらうほうは平群町の単価でもらって、払うほうは、例えば王寺だったら王寺で決められた保育料で払うわけでしょう。それはどっちが得か損かっていふ話は一概には言えないですけども、私は、どっちかという、平群町は近隣に比べれば保育料は安いというふうに認識してるもんですから、町外へ預けたほうが要するに平群町の持ち出しが多くなるのではないかというふうに思うもんですからね、その辺聞くわけですけども。その辺はどうなんですか。いま言った2点、わかっているら、説明していただけますか。

議 長

福祉課長。

福祉課長

前年が、年間数字では変動はございますけども、25人であったから、当然、それと同じように同様ぐらいで予算措置をさせていただくというのは、通常ほかの予算ではそういうことかもわかりません。

しかし、前年そうであっても、卒園をされて小学校へ上がられるという方も含めてございます。次入ってくるということで、人数の増減が当然発生します。予算措置をする段階で、当然いまのままで進学されていくということを想定した場合に、25人より減るということで予算措置をさせていただきました。

しかし、先ほども申しましたように、年度途中での保護者の就労等もございますし、あるいは、年度が変わってから、途中で転入されてきて、以前の保育園にそのまま、職場も近いということで、そちらに就園を希望されるということもございますので、決して当初予算の段階から少な目に計上したということではございません。

町内に預けたくなくて町外に預けられるという何らかの理由があるのかということでございますけれども、こちらでは、これについては具体的に把握はいま現在ではできておりません。

議長

山口君。

6番

最後のところはちょっとね、今後のこともありますから、今後、南保育所の建てかえという話も出てますからね、その辺のやっぱり住民ニーズについてもですね、こういう町外へ預けてる保護者の皆さんにもですね、どういう理由からなのかというのは、ある程度私は毎年把握していただければというふうに思いますので、今後はそれに努力していただければというふうに思います。

それから、もう1点だけ聞きますが、今回の補正の多くは公債費が確定して、2,610万ほど減額補正ということで、その半分を基金に積み立てるということなんですけども、当初予算に比べて減額になってるわけですけども、その主な理由についてはですね、もうちょっと説明していただきたいのと、それから、これはこの補正とは直接関係ありませんが、一借が当初予算で800万ほど出てたんですけどもね、一借の利払いが。それはいまどのようなものか。もし、いま答弁できるのであれば、それもあわせてお願いできますでしょうか。

議長

総務財政課長。

総務財政課長

今回の補正の中での大きなウエートを占める公債費の減額です。その理由ですけれども、さっき説明させてもらった理由に加えてですけれども、元金の1,360万円の減額につきましては、当初予算編成時に用地先行取得債としておったものを事業債のほうで借りかえをしたことによることが原因です。

それから、利子が1,250万の減になってますけれども、これにつきましては、約2億円ぐらいの起債ですけれども、これは繰越事業になって、借入日が遅れたっていうふうなことがあって、1回分先送りになったというふうなことが原因です。

議長

はい、会計管理者。

会計管理者

一借の現在の状況でございます。

一借は、現在まだ今年度については借りておらない状況でございます。一借の現在の状況は、まだ執行はしてない状況でございます。

以上です。

議長

ほかございませんか。奥田君。

3番

先ほど森田議員が質問された12ページの斎場の灯油30%上がったよってにという燃料費のことですねけれども、その下にある光熱水費も補正されておりますけれども、どういう理由で補正されたんか、ちょっと説明していただきたい。

議長

住民生活課長。

住民生活課長

斎場の光熱水費でございます。これにつきましても、灯油と同じなんですけれども、電気料金が値上がりしたということと、使用料につきまして、今後の使用の見直しをかけたことでの理由でございます。

以上でございます。

議長

奥田君。

3番

そうすると、灯油っていうのは限られた燃料でわかりますけれども、光熱水費というのはほかのところでも共通のところがありますけれども、この斎場だ

け増えるというのはどういうふうな理由で増えるんですか。

議 長

住民生活課長。

住民生活課長

今回、たまたま斎場のほうで光熱水費という形で、燃料費も含めてなんですけど、上げさせていただいております。これにつきましては、先ほどから申しますように、全体的には燃料費、あるいは電気代が上がったということと、あと、その使用量ですね、その年間の量につきましても、当初、緊縮予算の中でかなり絞った形の予算という形で計上させていただいてきたことがございまして、実績に基づきまして、今後の予定としてこれだけを見込んで今後の見込みをした上で計上させていただいたと、そういうところでございます。

議 長

山口君。

6 番

光熱費については、それだけじゃなくって、何かあっちもこっちも上がってような、あっちもこっちでもないけど、三つぐらい出てましたよね、項目。ことしの震災を受けて、それから原発事故を受けて、できるだけ電力不足、この冬もですね、御協力をというのをテレビでしょっちゅうやってますけれども、そういう状況の中ではどうなのかなというふうには思いますが。

そのことを質問するわけではないんですが、来年4月から始まる廃プラのステーション回収ですね。この前の説明でも、年明けからモデル地域をつくって実施すると。その補正が今回出されて、200万ちょっと出されてるわけですがけれども、もちろん、ステーション回収になるということは、非常に環境に優しくという点でいえば大きな前進ですし、いいことだと思うんですが、同時にね、やっぱり住民の皆さんに協力を相当してもらわないとこういうごみの出し方の改定というのはなかなかうまくいかないもんですから、1月から始めたとして、3カ月間モデル地域で実証するということになるんですが、その程度でちゃんとできるのかなという危惧をいろんなところから聞くわけです。ほかの自治体なんかを見てると、結構時間をかけてやってるもんですから、平群町の場合は非常に短い期間でこれをやろうとされてるんでね。もちろん、うまくいけば、それはそれで結構なことなんですけど、その点、やっぱり短い期間でちゃんとするためにはですね、さまざまな取り組みが短い期間でやらなければならないというふうには思うんですが、その点ね、もう既にモデル地域、この予算が通ってからになりますけれども、きょう可決されればですね、すぐにも使えるわけですから、当然、モデル地域、どれぐらいの規模かわかりませんが、決

めてやるということになるんで、その辺で、これから来年4月、全町的に実施するまでどのようにされようとしてるのか、もうちょっとね、説明をしていたければというふうに思うんですが、その点どうでしょうか。

議長

住民生活課長。

住民生活課長

資源ごみ、ペットボトル、あるいはプラスチック製容器・包装の全町収集に向けていま取り組みを進めてまいりまして、この補正予算として上げさせていただきました。これは交付金の対象になるということでもございまして、この案件を承認いただきましたならば、来年1月からモデル地区を設定させていただきますまして、4月からの全町取り組みの前段として実施をしていきたいなというふうに考えているところでもございまして、これにつきましては、確かに短い期間というところではございますが、これまで平群町はペットボトル、廃プラ、トレーにつきましては、拠点収集という形で実施をさせてきていただいたところでもございまして、おおむねそれに精通されている方もございまして、排出のあり方、あるいはどのようにして出させていただくかというところについては、大体御周知もしていただいているところでもございますが、モデル地区となりますと、一定直接取り組みを本当にこれからしていただくという方もございますから、十分その点につきましては、住民に御周知をさせていただいて、説明会等を設けさせていただく中で、モデル的な取り組みとしてお願いをしていきたいというふうに思っております。

何分4月から実施ということでもございますので、すぐに3月末、4月1日からという切りかえというのはなかなか難しいんで、試行的な前倒しというところでもございまして、町の体制づくり、あるいは自治会から排出されるごみの状況等もモデル的に実施をさせていただく上で中身を検証させていただくというところでもございますので、そういう点もあわせて実施していきたいなというふうに考えております。

以上です。

議長

高幣君。

7番

ちょっといまのモデル地区の話なんですけれども、確かにモデル地区がどこであるかっていうのは私知っておりますが、本当にその住民の皆さんがそれを理解してるのか。特に何を申し上げるかということ、自治会には、うちの場合、例えば若葉台でしたら、630世帯あるわけなんですよね。その中の委員さん

というんですか、ブロックの委員さんが集まって決めているという状況で、1ブロック大体20人ぐらいの世帯がありますから、本当に町が説明ができるのか、徹底ができるのか。このあたりは私はちょっとそこの住民でございますから、非常に心配しております。簡単に3カ月間でのシミュレーションを経て、その結果が全町ベースで行くかと、ちょっと何か考え方がおかしいんじゃないかなと。

いま、モデル地区、モデル地区とおっしゃったのは、私が住んでいる若葉台だけを指してるのか、それとも、ほかの住宅地、自治会を指してるのか、その辺もちょっとわかりかねるんですよね。だから、やっぱり、ごみってというのは非常に難しい問題です。自治会役員だけが決めてかかったら、おそらく反発は食らうと思います。今回、若葉台で、ごみの集積について、ああいうボックス方式をおとりになったんですけれども、直接住民には余り説明がなかったと、こういうことです。これ、本当に1軒1軒がそういうふうな形で出さなきゃならない事態になったときに、そんな簡単に行くのかなというふうに私自身は気にいたしております。それだけは御注意いただきたいと思います。

議長

住民生活課長。

住民生活課長

ただいま高幣議員から御指摘もいただきました。モデル地区ということで、実は、若葉台の自治会長さんからも、試行的に進めるということでしたら自治会としても協力をさせていただきますよということは以前にもお聞きをさせていただいたところでございまして、今回こうして実施のところをしていくところで、改めて若葉台の役員さんを通じて、また自治会の皆様にも御協力をいただくというところをお願いしていきたいと思っております。

そういうところで、この総代自治会長会で一定の全町的な取り組みを御説明させていただいて、年明け1月に全自治会長さんに集まっていただきまして、その辺の全町収集に向けた取り組みの説明をさせていただくというところでございます。あわせて、モデル地区としてお願いをする自治会におきましては、自治会の役員さん、あるいは自治会員さんの皆さんに御協力のお願いをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長

高幣君。

7番

確かにそうやってやっていただくのは結構ですし、でも、住民さんに徹底を

するにはどうしたらいいかを考えていただきたい。私も、実は、自分の家の前がそういう集積場になっておりまして、ノーとは言えない立場におる人間でございます。

ところが、なかなか、各23世帯ございましてね、23世帯の方々が本当に直接町からのお話を聞いて納得してくれるのかどうか。今回、若葉台が、若葉台のことばかり言ってはいけませんけれども、やりました際にも、直接的に自治会から集積場の前の人間に説明は一切ありませんでした。そして、私たちはボランティアでやってるのですよという言葉で返ってくるんですよ、自治会さんからね。だから、ちょっと、やりたいやりたい言うて言ったのが若葉台じゃないかなと私はそんなふうに見てます。

そういう意味で、3カ月間で周知できるか、ましてや、1月に自治連合会でそういう役員会があると聞きましたけれども、それから以降考えてみたら、実質は2カ月ぐらいになっちゃうと思うんですよ。また、集会場に住民が集まるといっても、よくいっても200人しか集められないとこで、600世帯もあるところで、そう簡単に徹底できるのかなという懸念をいたしておりますんで、十分協議の上、そしてまた、自治会役員会は3月で交代いたしますから、会長が交代すると、考え方が変わるかもしれません。そういうところも含めて、十分PRの徹底を図っていただきたい。まして、私の家の前がごみの集積場ですから、そういうことも実態ベースを考えていただきたいと思います。よろしく頼みます。

議長

ほかございませんか。

「なし」の声あり

議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより、討論に入ります。

「なし」の声あり

議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより、議案第56号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ご

ございませんか。

「異議なし」の声あり

議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決しました。

日程第9 議案第57号 平成23年度平群町下水道事業特別会計補正予算
(第1号)について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長

議案第57号 提案理由説明

議 長

これより、本案に対する質疑に入ります。森田君。

4 番

8ページの公共下水道事業のところで、委託料がですね、測量設計委託料が980万、同じく調査委託料が570万、その下ですね、工事費が減額になっております。この主な原因ですね、例えば委託料であれば、いままで委託の範囲が増えたのか、委託の金額が上がったのか、下水道管の敷設であれば、どこどこの案件で入札差金が出たのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

議 長

上下水道課長。

上下水道課長

まず初めに、調査委託料でございます。これ、当初、団地のほうでございますねけども、工事設計費が組んでおらなかったところの工事を追加して、下水道敷設がえ工事につきましては、入札差金が発生しましたので、そちらのほうで測量設計のほうに充てさせていただいたということでございます。

議 長

森田君。

4 番

ちょっといま、課長わからないんですけどね、調査委託料、具体的にどこの設計委託料が増えてですね、調査委託料が500万、どこが幾ら増えたのか、お教えいただきたい。下水管敷設に当たっても、1,550万、これは職員の方々の御努力だと思うんですけども、当然、これだけの金額が差金が出てるい

うので、具体的なものをお教えいただきたいと思います。

議 長

上下水道課長。

上下水道課長

ちょっと金額的なもん、トータルとして差金で、これは竜田川団地と駅前周辺の工事に伴う金額の差金でございます。

議 長

森田君。

4 番

いまは工事費のことだったと思うんです。その上の委託業務、具体的にどこの団地の設計が増えて調査費が増えたのかということをお尋ねしてるわけですから、その辺のことを御答弁いただきたいと思います。

議 長

上下水道課長。

上下水道課長

調査委託料につきましては、上庄の企業誘致の具体化に伴う管路の詳細で、緑ヶ丘の自治会の意向により、臨時総会に伴いまして、公共下水道編入に向けての詳細設計の調査委託料でございます。

工事費につきましては、集合処理地域の調査に基づく事業費の減額でございます。

以上でございます。

議 長

森田君。

4 番

すみません、本当にわかりにくい答弁ですね、本当に困惑、私はしております。下の調査委託料は上庄の工場の誘致に伴う調査というのは、これ、80万ほどかかるということですね。これは公共下水道のほうで上げるのが妥当性があるのか、私はちょっと疑問だと思うんですけども、当然やっていただいて結構なんです。その上の緑ヶ丘というのは、これはいままで予算に上げてないエリアの設計委託料というふうに理解していいんですか。

議 長

上下水道課長。

上下水道課長

緑ヶ丘の自治会のほうには23年度には予算計上はしておりませんでしたので、その分を臨時総会を開いていただいたところで編入に向けての詳細設計を

組むことにより、今回補正をさせていただいたということでございます。

議 長

森田君。

4 番

いまの話でしたら、緑ヶ丘が23年度予算に入ってなかったというふうに理解して、今回、緑ヶ丘が下水道敷設のための設計のために980万かかるというふうに理解していいんですね。

議 長

はい、上下水道課長。

上下水道課長

はい、いまの答弁で結構です。よろしいです。

議 長

奥田君。

3 番

先ほど森田議員の関連ですねけれども、委託料のほうへ、せっかくの公共下水道をそちらのほうへ丸々回ったという金額になってます。ましてや、生駒郡で一番公共下水道が遅れてるというのに、またこういうふうなマイナスをして、そちらの委託料に回すということもおかしいし、国からの補助金も七千何ぼいただいているのかかわらず、それを没にするということは非常にもったいないことだと思えます。こういうふうな補助金を有効に使って、やはり、一番遅れてる平群町の公共下水道にできるだけ使ってほしいということと、それと、流域下水道かて、流域下水道は周辺からの負担金で成り立っていると思う。しかし、これについてちょっと質問しますねけれども、平群町と斑鳩町、安堵町、いろいろ負担金の割合はあるんですけども、公共下水道の接続の量によって、つないでなかったかて同じように出さんなんか、ちょっと教えてください。

議 長

上下水道課長。

上下水道課長

いま、奥田議員さんから7,800万の減額でございます。これは交付決定が10月におりまして、ほんで、国自体かて、東日本のほうに震災という形で補助金を出すという形で、それで平群町の申請していた金額から約20%ほどの減額という形で、10月に交付決定が国からおりてきた金額が7,800万の減ということでございます。

流域下水道のほうですねけれども、これは人口割とかの分でのそのこの地区によってのその割合によって、人口割とか、容量は統一は一緒ですねけれども、それ

を使うに当たって、補助金としましては、やっぱり人口割が一番主な割り方や
と思います。それによって負担金として納めております。

議 長

奥田君。

3 番

そうすると、公共下水道が流域下水道に連なっていないくてもいても、同じよ
うに負担金は一緒ということですね。

議 長

上下水道課長。

上下水道課長

負担金については、その分の供用開始をすることによって量も上がりますの
で、それによってはまた別な計算になりますので、増えると金額は上がってい
きます。

議 長

森田君。

4 番

すみません、先ほど課長の御説明であれば、緑ヶ丘が当初23年度予算に設
計委託料が含まれてないから増えたと、するための設計委託料ということなの
です。そうしますと、議会に報告されてます業務の請負契約についての報告書
をトータルしますと、6,400万になるわけなんですけども、どういうこと
ですか、それは。いままでの課長の答弁であればですね、緑ヶ丘が含まれてい
ないから、今回補正に出したと。じゃあ、その後ろの契約書は何なんですか。
お答えください。

議 長

上下水道課長。

上下水道課長

当初に上げておきました事前計画の調査を上げておりましたけど、詳細設計
のほうで今回補正の金額に上げさせていただいたということでございます。事
前の計画と調査については、当初予算の計画に基づいて、当初予算には上げて
おりました。それが最終の報告書の明細でございます。その中の詳細設計につ
いては、当初予算には上げておりませんでしたので、それに基づいての詳細設
計については補正で今回上げさせていただいたところでございます。

議 長

森田君。

4 番

本当にわかりません。本当にわかりません。これは全然わかりませんね、いまの答弁では。予備調査の費用なのか、実施設計の費用なのか、ごっちゃにされてると思うんですけど、その辺は明確にお答えいただかないと困ると思うんですけども。

議 長

はい、副町長。

副町長

休憩をお願いします。

「その前にちょっと一つ」の声あり

議 長

はい、山口君。

6 番

ちょっとこれ、さっき説明なかったんですけどね、いまのところで、国庫支出金7,800万円が減額になるのは交付決定でわかりますけれども、その横で、地方債で何で同じ金額で7,800万円上がってくるのか。これはわからんけど、これも休憩するんだったら一緒に後で答弁できるようにしてください。

議 長

正確な答弁をするために2時50分まで休憩をいたします。

(ブー)

休 憩 (午後 2時33分)

再 開 (午後 2時50分)

議 長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

議 長

はい、上下水道課長。

上下水道課長

貴重な時間をいただきましてありがとうございます。

先ほどの森田議員さんの件でございます。

緑ヶ丘の件につきましては、工事費につきましては、22年度からの繰越明許に伴う工事費で23年度に実行したということでございます。その中身と

しましては、カメラ調査とか戸別調査がないかという工事のもと、調査費として今回その工事を行ったというところでございます。それに伴いまして、詳細設計、団地当たり、最終的にはその詳細設計を組みながら工事を行っていくということにつきまして、今回その分を23年度、今回の補正に伴いまして、予算上その分に充てたということでございます。

山口議員さんの7,800万国庫支出金を減額して地方債に回したということでございますが、これは一般財源を予算を確保するためにその財源を地方債のほうに組み替えたということでございます。

議 長

ほかございませんか。

「なし」の声あり

議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより、討論に入ります。

「なし」の声あり

議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより、議案第57号について採決を行います。
本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決しました。

日程第10 議案第58号 平成23年度平群町介護保険特別会計補正予算
(第3号)について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。福祉課長。

福祉課長

議案第58号 提案理由説明

議長

これより、本案に対する質疑に入ります。窪君。

8番

すみません、6ページの介護予防住宅改修費が今年度給付見込みに伴い増額補正を予定されておりますけれども、まず、今年度の実施されました実績を教えてください。また、そのうち、受領委任払い制度の活用の率を教えてください。

それから、この利用件数ですけど、22年度の実績と比較してどのような現状か、お尋ねをいたします。

議長

福祉課長。

福祉課長

すみません、ちょっと手元にない資料も含めてございますけれども、いまわかる範囲でお答えをさせていただきます。

22年度予算額ベースで言いますと、決算ベースでは342万円の住宅改修というので実績がございます。いま現在……。すみません、いま、資料が来ました。22年度ベースで言いますと、予防ということで342万、介護の関係で言いますと、732万の実績がございます。うち、全部の件数で言いますと、両方で95の住宅改修がございます。そのうち、受領委任払いでございますけれども、割合で言いますと、95件のうち37件、39%の状況でございます。

それと、23年度のこれからの予測でございます。いま現在、10月末までの数字として把握をしております。いま現在、既にもう77件、うち受領委任払いについては32件でございます。それと、10月までの実績でございますが、予防の関係で言いますと31件、介護の関係が46件、合わせて既に77件ということと、給付額総額では既に807万円実績がございます。

したがいまして、本年予算措置をしておりますのが340万円、当初予算に対して一部もう既に流用を含めてやっておりますので、これから推計しますと、不足額と年間見込まれる金額については、660万円近く必要となるというふうに見込んでおります。その流用を含め差し引きますと、予算額で言いますと、184万6,000円の不足が発生するというふうにいま現在見込んでいるところでございます。

議長

はい、窪君。

8番

ありがとうございます。今後もこの伸びは増えてくると思うんですけども、22年度は39%で、23年度は77件に対して32件ですから、少しはこの受領委任払い制度の活用がされて増加してるということはわかるんですけども、たまに住宅改修されてる方に聞きましたら、この受領委任払い制度は知らないという方をよく聞くんですね。業者はどこ業者ですかと言うたら、町内の業者さんに住宅改修のリフォーム的なものをやっていただいているんですけど、その業者さんからも聞かない。このようなことを時々聞くんですね。ですから、活用される方はこういう制度があるということをご存知の方が多いのだと思うんですね。たまにですわ、いらっしゃった。また、ヘルパーさんがその点を丁寧にされてるところはそういうふうになされてる施設もあるということもよく聞きます。

ですから、やはりね、活用する人の側に立ったね、いい制度をつくられているのに、この制度を活用しないというのはもったいないかなと思うんですよ。そして、町にとって、この受領委任払い制度、住宅改修に関しても、損するということは一切ありませんのでね。ですから、その点は、やはり、何度も何度も言わせてもらってますからパーセントは増えてますけれども、もう少しそういう制度の丁寧な周知をお願いしたいんですが。

議長

福祉課長。

福祉課長

業者の方の相談に来られるときについては、必ず窓口でも再三にわたって説明をさせていただいているところでございます。直接本人さんが来られるというのはなかなかございませんでして、業者の方、あるいは当該の被保険者の方にかわってだれかが来られますので、そのときについても必ず説明をするということで心がけているんですけども、いかんせん、まだまだ数字が100%に達しない、50%までに達していないという状況でございますので、議員御指摘のとおり、これからも注意をしながら、この受領委任払いについて拡大をしていきたいというふうに思っております。

議長

窪君。

8番

どうか丁寧な対応のほど、よろしく願いしておきます。

議長

植田君。

5番

認定調査のところで補正が上がってますので、当初の見込んでた人数に対してどれくらい今回の補正で増えるのかという問題が一つ。

それと、7ページの二次予防事業で、提案理由の中には対象者の減とありますので、この二次予防事業の内容と対象者の減となった理由をどのように分析されているのか、その点、少しお聞きをしておきたいと思います。

議長

福祉課長。

福祉課長

認定調査でございますが、当初、この認定調査については委託のほうだというふうに思うんですが、まずは訪問調査、訪問在宅について500件、訪問調査の施設の関係で100件見込んでおります。いま現在、4月から9月末までの実績で言いますと、訪問調査の在宅で370件、訪問調査の施設の関係で約60件ほど実績がございます。これ、このまま推移しますと、訪問調査、在宅で740件ほど、それと、施設の関係で118件、当初見込んでおりました件数よりも、在宅では200件以上、240件ほど伸び、それと、訪問調査の施設の関係で言いますと20件近く伸びるというふうにいま推測をしているところでございます。

それと、二次予防でございますね。二次予防の関係でございますが、昨年の年度途中で地域支援事業の実施要綱の改正が発表されました。予算編成以降に具体的な内容が明確になってまいりましたので、その中で、いままで医師が行う問診、あるいは身体計測、理学的検査、血圧測定から始まりまして、もろもろ医学的な検査関係について、旧の要綱ではございましたが義務づけられておりましたが、改正後ですね、それらの検査には必要なくなったと、基本チェックリストを基本にしながら調査を行うというふうに改正がされました。その結果、二次予防事業では、当初211万4,000円を予算計上しておりました。

ところが、いま現在、その改正に伴いまして、予算的には、医師、あるいは医療的な検査がほとんど必要なくなったという経緯がございますので、減額をさせていただいた次第でございます。

議長

植田君。

5番

ということは、対象者が減ったというか、チェックの仕方が変わったと、基本チェックリストで結局行けるようになったということで不要になった分を、まあいうたら、減らしたと、そういう理解でよろしいですか。

議長

はい、福祉課長。

福祉課長

基本的にはそういうことでございます。100%必要がなくなったということではないんですが、原則、基本チェックリストを使ってやっていくと。内容によっては医師、あるいは検査機関に依頼をするという場合も若干ありますので、若干の予算を残して減額をさせていただいた次第です。

議長

繁田君。

11番

すみません、同じ6ページの認定調査費の増額のところなんですけれども、いまの件数の実績は説明していただいたんですけれども、調査委託料が増額されるということは、これ多分、新規の場合は平群町の職員さんが調査に行くとおもうので、更新の方が当初予算よりも増えたんじゃないかというふうに思われるんですけれども、実績で新規が何件で更新については何件という数字がわかればお示しをいただきたいと思います。

それと、その下の介護保険の運営協議会の委員報酬、増額をされています。これは策定委員会の回数がかなり重なっているためであろうと思われませんが、今月もまた開催されるようなんですけれども、策定委員会の今後のスケジュールについて説明をしていただきたいと思います。

議長

福祉課長。

福祉課長

調査関係では、議員御指摘のとおり、新規については、行政がその責任において実施をするというふうになっております。それ以外に、更新、変更等ございます。できるだけ行政側の資格を持つ職員が調査をするというふうに考えておりますけれども、いかんせん、やっぱり件数が増えてきております。いま現在、全体的に言いますと、更新全体では、22年度の実績で申しまして、そうですね、745件、そのうち605件を委託せざるを得ない、職員だけでは回っていかないという状況がございます。それと、変更でございますと22年度実績で36件。そのうち、行政サイドで35を行ってますので、1件だけ委託をしてると。600件を超える変更、あるいは更新の調査をしなければならぬという実態がございます。

それとですね、いま言いました数字のとおりで、実績的に22年度でもそういうふうが増えてきているということと、23年度、先ほど植田議員の質問でもございましたように、全体的な調査件数が増えてきております。そういう関

係で、やむを得ず委託をする、直営ではなしに、民間の事業者に委託をし調査をするということになってまいりましたので、その分が当初見込んでいたよりも増えましたので、増額ということでさせていただいた次第でございます。

それと、運営協議会費の関係でございますが、運営協議会費の委員報酬でございますが、議員御指摘のとおり、運営協議会だけじゃなしに策定委員会も含めて、本年度、第5次の介護保険計画策定ということで、策定委員会を開いております。国のほうも最終的な内容が確定をしない状況ではございますが、できるだけ平群町における現状把握をし、皆さんの意見を聞きながら第5次計画を策定をしていくということで、既にこの12月中もあと22日の日に開催をし、また、年明け早々に1月にも開催をする。場合によっては、各月ごとで開催をし、3月ぎりぎりまで策定委員会を開催せざるを得ないような状況に多分なるだろうというふうに思っております。一応予定としましては、12月はあと22日と、1月に第3回目の策定委員会、2月に第4回目の策定委員会ということで、予定的には決めておるところでございます。

その関係と、もう一つは、委員報酬が増えておりますのは、策定委員会の回数が増えたということとあわせて、当初予定をしておりました委員構成を増やしまして11人体制に変えたということも含めて、報酬を支出する委員だけで11人、それ以外に行政側のほうから選出している委員も含めておりますので大幅に増員したという経緯の中で、今回12万円の増額補正を計上させていただいた次第でございます。

議長

繁田君。

11番

この策定の作業は国の法律との関係があるので、大変だとは思いますが、いままの御答弁でも、かなり3月ぎりぎりになるまではっきりしたことは固まらないだろうということだったと思うんですが、ただ、どこかの時点で議会のほうでもきちっと報告をしていただきたいと思うんですが、所管の文教厚生委員会のほうにでも結構ですんで報告をお願いしておきたいんですが、その点についてはいかがでしょうか。

議長

はい、福祉課長。

福祉課長

当然、策定委員会、委員の関係で言いますと、運営協議会のほうも重複する委員も含めてございますが、当然、予算的なことも含めてございますので、文教厚生委員会のほうには、策定案が固まりましたら、その時点で報告させてい

ただきたいというふうに思っております。

議 長

ほかございませんか。

「なし」の声あり

議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより、討論に入ります。

「なし」の声あり

議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより、議案第58号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決しました。

「議長……」の声あり

議 長

ただいま住民生活課長より発言の申し出がございますので、これを許可します。住民生活課長。

住民生活課長

すみません、先ほど議案第56号で、一般会計補正予算の御審議いただいた内容で、4ページの債務負担行為の補正でございまして、森田議員さんのほうから、手動圧縮機の賃借料の3年間の金利はいかほどかという御質問をいただきました。確認をいたしまして、リース料金として、年2.92%ということで御報告いたします。

以上です。

議 長

それでは

日程第 1 1 議案第 5 9 号 町営住宅明渡請求等に関する訴えの提起について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。はい、監理課長。

監理課長

議案第 5 9 号 提案理由説明

議 長

これより、本案に対する質疑に入ります。山口君。

6 番

内容については理解はしますが、若干お聞きします。

まず、平成 1 9 年からということですから、4 年以上ということ、家賃の滞納ということですから、金額がいかほどで、これ、請求、家賃と賠償請求もありますから、2 件ですよ。それがどれぐらいの金額なのかということと、それから、こういう裁判については、どれぐらいの期間かかって、例えば、もちろん判決がありて、町の請求が認められれば、きちんととれる補償があるのかという、こんな質問するのもあれですけど、そういう問題とかも含めてですね、今後の見通しをどのように考えてるのか。当然、弁護士さんとも相談されてると思いますんで、その辺もう少し説明いただけますか。

議 長

監理課長。

監理課長

まずですね、滞納額なんですけども、滞納額につきましては、約 2 1 0 万円ということになっております。

それから、損害金なんですけども、これにつきましては、一応、明け渡し請求の届では書類的には受けましたんで、それから現在までに至るものを家賃に換算いたしまして、賃料相当損害金として、これが約 3 5 万円ございます。

それからですね、今後裁判をかけていくとどのようになるのかということなんですけども、これはうちの顧問弁護士とも打ち合わせしております中で、通常、このような内容ですと、大体 1 回ないしは 2 回の裁判で結審するだろうと。ただ、向こう方がですね、相手方がどれぐらいの形でどういう申し出をしてくるかによって、今後ちょっと日にちもかかる可能性もあります。

それからですね、支払いのほうなんですけども、当然、これはこの中でどれ

ぐらいの資力があるのかということも含めて、すべて見る中で、最終的にどうしてもないということでしたら、所要の処置をとっていかなければならないということになっております。

いずれにいたしましても、今後、顧問弁護士とも相談する中でですね、このことについては慎重に進めていきたいというふうに考えております。

議 長

ほかございませんか。森田君。

4 番

ちなみにですね、この町営住宅というのはどこの町営住宅を指してるんでしょうか。

議 長

監理課長。

監理課長

この問題につきましてですね、うちのほうもどこら辺まで答えさせてもらおうかということも含めて、いろいろとあれしておるんですけども、一定過去の例も見ますと、どここの住宅ということになりますとですね、いろんな形でその住宅全体がそういうようなことに見られる可能性もあります。

ただ、ちょっとここで申し上げておきたいのが、最近、そういうようなことで、ほとんどの方が現在、現年分については納付されてると。特に、滞納分については一定、分納誓約もとってやっておりますんでね、これはあくまでも特別な例になってくるかなということも含めまして、ちょっと住宅のほうはどことのことというのはこの場では発言しないというふうに処理させていただきたいというふうに思います。

議 長

他にございませんか。

「なし」の声あり

議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより、討論に入ります。

「なし」の声あり

議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより、議案第59号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決しました。

続きまして

日程第12 同意第5号 平群町固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについて

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。はい、局長。

局 長

それでは、朗読いたします。

同意第5号

平群町固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについて
固定資産評価審査委員会委員 柚場 進は、平成23年12月20日に任期満了するから、新たに下記の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

平成23年12月6日提出

平群町長 岩 崎 万 勉

記

住 所 奈良県生駒郡平群町大字福貴1270番地の2

氏 名 宮 前 吉 男

生年月日 昭和24年9月27日

以上でございます。

議 長

提出者の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま朗読のありました同意第5号の固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについて、提案の説明をさせていただきます。

固定資産評価審査委員会委員は、皆様御承知のように、地方税法第423条

に規定されているとおり、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために設置された大変重要な機関であります。

現在、委員として御活躍いただいております柚場進氏におかれましては、平成20年12月より評価審査委員に就任いただき、今年12月20日に任期満了となり、今般辞意を示されましたので、新たに宮前吉男氏を固定資産評価審査委員として提案させていただきます。

宮前氏は長年にわたり東大阪市役所の建設局で区画整理、土木工務等、都市整備全般にわたり精通され、豊富な御経験を持たれており、固定資産を適正に評価していただけることに加え、価格の決定に適切に補助いただけるものと確信しております。

よって、委員として任命したいので、御同意いただきますようお願いいたします。提案理由の説明といたします。よろしく申し上げます。

議長

これより、本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより、討論に入ります。

「なし」の声あり

議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
同意第5号について採決を行います。

本案については原案どおり同意することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり同意することに決定しました。

3時45分まで休憩をいたします。

(ブー)

休 憩 (午後 3時27分)

再 開 (午後 3時45分)

議 長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

議 長

日程第13 請願第5号 安心して子どもを産み育てられる環境づくりを求める請願書

を議題とします。

請願文書表の朗読を求めます。局長。

局 長

それでは、朗読いたします。

平成23年第6回平群町議会定例会請願文書表

受 理 番 号 第5号

受 理 年 月 日 平成23年11月14日

件 名 安心して子どもを産み育てられる環境づくりを求める請願書

請 願 の 要 旨 要 旨

(1) 現行の子どもの医療費助成制度の対象年齢を入院・通院とも、まず小学校卒業までに拡充され、さらに将来に向けて中学校卒業まで拡充されたい。また、病院窓口を無料化にする現物給付方式を採用するため県に強く要請されたい。

(2) 子宮頸がん・ヒブ・小児用肺炎球菌ワクチンの公費助成を来年度以降も継続をされたい。

(3) 妊婦健診(14回分)の公費助成を来年度以降も継続をされたい。

理 由

急速な少子高齢化の中、子どもを産み育てやすい環境を整えることは、現代社会の喫緊の課題であります。特に子どもは思わぬ怪我や入院等でそれにかかる医療費は突発的に発生し、子育て世代にとっては大きな負担となります。

現在、平群町では乳幼児医療費助成の対象年齢は就学前まで

実施されておりますが、県内市町村では平成23年8月現在で、対象年齢を拡充している自治体が半数を超えており、地域格差の拡大がいなめません。

また、ワクチン接種等の公費助成については、9月29日の参院予算委員会で、公明党の松あきら副代表が来年度以降の方針を示すよう求めたのに対して、野田総理と小宮山厚生労働大臣が「来年度以降も継続する方向」と述べました。

さて、町の財政は住民の皆さんと町のご尽力により7年ぶりに赤字団体を脱却できましたが、今後も予断を許さないことは理解しております。

平群町の将来を担う子ども達の健康を守ることを最優先にとらえて頂き、安心して子どもを産み育てられる環境をつくるため、子育て支援の充実を求める3項目を実施されるよう求めます。

請願者の住所及び氏名 奈良県生駒郡平群町三里139-2

福田恵子

紹介議員 窪 和子・高幣幸生・奥田幸男

付託委員会 文教厚生委員会

以上でございます。

議長

請願の趣旨説明について、紹介議員の説明を求めます。はい、窪君。

8 番

ただいま局長のほうから朗読をしていただきましたとおり、請願第5号 安心して子どもを産み育てられる環境づくりを求める請願書につきまして、趣旨説明をさせていただきます。

提出者の平群町子育て支援の充実を求める会の代表、福田恵子さんが公明党の党员さんと10月初旬から1カ月をかけて3,041名の賛同署名を集められ、添えられております。

請願要旨としては、3項目あります。

1項目めは、子どもの医療費助成を中学校卒業までを目途に、まずは小学校卒業までに拡充をすることと病院の窓口払いをなくすよう県に強く要請をさせていただきたいということです。

厳しい経済状況や社会状況の大きな変化の中、安心して子どもを産み育てられるまちにするためには、子育て家庭にかかる経済的負担の軽減を図ることが一番必要であります。そのために、子ども医療費助成の拡充が求められており

ます。

先ほども述べていただきましたが、現行の本町の乳幼児医療費制度は通院、入院とも県基準の小学校就学前までであり、現在、県内39市町村中、20の自治体が県の基準の上乗せを独自でしております。特に、お隣の斑鳩町では、中学校卒業まで拡充をされております。平群町のすべての子どもが安心して医療を受けられるよう、まずは通院、入院とも小学校卒業までに拡充することが必要であります。

また、現在は、自動償還払いのため、病院窓口で一たん立てかえ払いが必要であり、給料日前には医療費が幾らかかるかわからず不安なため、給料日後にしか病院に行けないという現状が多いようです。この事態を改善し、いつでも安心して医療を受けられるよう、県に対して現物給付方式の導入を強く要請する必要があります。全国でもこの方式に変更するところが増えております。

2項目めの子宮頸がん・ヒブ・小児用肺炎球菌ワクチンの公費助成を24年度以降も継続をされたいということであります。

御承知のとおり、子宮頸がん予防ワクチン、またヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの3種のワクチンは大変費用が高額であるため、平群町では平成22年度から全額公費助成をいち早く実施されたことを高く評価するとともに、まちの多くの保護者が大変喜ばれており、事業の継続を求める声が多数あります。

先ほども読み上げていただきましたが、国の1年限りの予算措置であります。が、ことし9月29日の参院予算委員会では、我が党の松あきら副代表が来年度以降の方針を国に求めたのに対し、来年度以降も継続する方向での約束の答弁を引き出してしております。このことを踏まえまして、ぜひ平群町で継続を決定していただきたいと思っております。

また、次に、3項目めは、妊婦健診14回分の公費助成を24年度以降も継続をされたいという要旨であります。

安心・安全に出産できる体制づくりを進める上で必要な14回程度の妊婦健診は大変大事であります。経済的負担を軽減するため、県内ではすべての市町村で実施をされてきましたが、現行では、妊婦健診支援基金が県に設置をし、これによって対応しております。政府は新たに創設する子ども・子育て支援システムに位置づけようとしておりますが、まだまだ中身が明らかではありません。実施は継続の方向であります。ぜひとも、安心して出産できるよう、平群町でも継続を決定していただきたいのであります。

以上、安心して子どもを産み育てられるためには、特にこの三つの事業をあわせて実施することが大変重要であります。

以上、説明とさせていただきます。よろしく御審議賜り、御賛同、採択くださいますよう重ねてお願い申し上げ、趣旨説明とさせていただきます。

議 長

これより、質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

議 長

ないようでしたら本案に対する質疑を終結いたします。

請願第5号については、会議規則第92条の規定により文教厚生委員会に付託いたしたいと思っておりますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議 長

異議なしと認めます。よって、本請願は文教厚生委員会に付託することに決しました。

なお、本日の議会終了後、文教厚生委員会の開催をお願いいたします。

日程第14 請願第6号 子どもの医療費助成制度の拡充を求める請願書を議題とします。

請願文書表の朗読を求めます。局長。

局 長

それでは、朗読いたします。

平成23年第6回平群町議会定例会請願文書表

受 理 番 号 第6号

受 理 年 月 日 平成23年11月21日

件 名 子どもの医療費助成制度の拡充を求める請願書

請 願 の 要 旨 要 旨

子どもの医療費助成制度（無料化）を早急に小学校卒業まで拡充すること

理 由

若い子育て世帯は、安心して子育て出来る支援制度の充実を願っています。

その中でも、とくに要望の強いのが、子どもの医療費助成制度の拡充です。

県下(39市町村)の半数にあたる20市町村で、県基準(就学前の医療費無料化)に上乗せした独自の医療費助成制度の拡充がおこなわれています。直近では、奈良市(通院:小卒・入院:中卒)と吉野町(通院・入院ともに中卒)が今年の8月から上乗せを実施しています。県内では中学校卒業までの医療費無料化を実施している自治体が多くみられます。

平群の自然のなかで、安心して子育て出来る環境整備の一つとして、平群町でも中学校卒業までの医療費助成制度(無料化)を目指しつつ、当面早急に小学校卒業まで子どもの医療費助成制度を拡充することが必要なことから。

請願者の住所及び氏名 生駒郡平群町初香台1-2-10 島 晴美
生駒郡平群町春日丘1-3-11-1 神谷泰子
生駒郡平群町西宮3-14-44-1 宮本 愛

紹介議員 山口昌亮・植田いずみ

付託委員会 文教厚生委員会

以上でございます。

議長

請願の趣旨説明について、紹介議員の説明を求めます。山口君。

6番

内容はいま局長のほうから朗読していただいたとおりでありますけれども、また、先ほどの請願とも重なる部分があるわけですが、いま、子育て応援ということで、一番若い子育て最中のお父さん、お母さんにとっては、医療費の無料化、これが一番拡充されることを望んでおられる。これはこの間、さまざまな人たちと話す中で、私もそう感じております。特に、病気やけがで急に医療費がかかるということですから、無料であればですね、その点が安心してお医者さんにかかれるというふうに考えています。

また、先ほども朗読していただきましたけれども、多くの自治体、奈良県内でも過半数ですが、全国的にも、特に、東京などは東京都そのものが全体が中学校卒業まで医療費を無料化にしている。こういう事例もあります。全国的にもそういう方向で進んでいます。

今回、請願の提出は子育て真っ最中の3人のお母さんから提出されたわけですが、この方たちを中心に町内の団体や個人で結成された子どもの医療費助成の拡充を求める会、ここが賛同署名にも取り組んで、きょうも一部出しましたけれども、2,000筆を超える署名も寄せられています。

こういう中で、平群町でもですね、何としても、せめて小学校卒業まで拡充

していく、そのことが非常に大事だというふうに思いますので、この請願についてはですね、ぜひ御賛同いただきますようお願いいたします。

以上です。

議 長

これより、質疑に入ります。

「なし」の声あり

議 長

ないようでしたら本案に対する質疑を終結いたします。

請願第6号については、会議規則第92条の規定により文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議 長

異議なしと認めます。よって、本請願は文教厚生委員会に付託することに決しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしましたので、これをもって散会いたします。

(ブー)

散 会 (午後 3時58分)